

(第一類) 第九号
衆議院第八十九回国会
経済産業委員会

會議錄第十七號

平成二十七年五月二十七日(水曜日)
午後一時三分開議

政府参考人
（特許庁審査業務部長）
経済産業委員会専門員
諸岡秀行君
乾敏一君

○江田委員長　これより質疑に入れます。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮崎政久君。

営ができるようになる。実際の職務発明の現場、企業において、さまざまな製品開発などをしていく前提となる我々の産業の基盤という意味でいう

理事	佐藤ゆかり君	理事
理事	田中 良生君	理事
理事	八木 哲也君	理事
鈴木 義弘君	三原 朝彦君	鈴木 淳司君
理事	中根 康浩君	富田 茂之君
理事		

委員の異動
五月二十七日
辞任
黄川田仁志君
補欠選任
今野智博君

福田	達夫君
渡辺	周君
助田	重義君
本村賢太郎君	
補欠選任	
黃川田仁志君	
智博君	
今野	
辯任	
同日	

助田 重義君 福田 達夫君
本村 賢太郎君 渡辺 周君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第
四四号)

○江田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、特許法等の一部を改正する法
議題といたします。

○江田委員長　御異議なしと認めます。よつて、
産業省産業技術環境局長官瀬裕文君、特許庁長官伊藤仁君、特許庁特許技監木原美武君、特許庁総務部長堂上武夫君及び特許庁審査業務部長諸岡秀行君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

今回の特許法の改正によりまして、会社の従業者等が職務上の発明を行つた場合であつても、職務発明規程をあらかじめ定めることによつて、この特許権を会社に最初から、これは原始帰属でありますけれども、原始帰属をさせることができるようになるわけであります。

この制度改正に関しましては、いろいろな声がある。例えば、発明者に認められていた権利やインセンティイブの法的な基盤が失われてしまうんじゃないいか、そのことによつて、中長期的には報奨が引き下げられてしまうんじゃないかとか、そういうことを繰り返すことによつて有為な発明人材というものが海外に流出してしまつて、我が国の国力をそぐことになるんじゃないいか、こんな御指摘もござります。

他方、この改正によつて、権利関係の紛争を未然に防いで、安定的な職務発明に関する知財の運

裁判所の認定額も含めて、争われた額、扱われた額が大きく変動した、こういう事情もあります。もちろん、日亞化學さんの方としては、多額の給料で処遇をしてきた面を考慮するべきであるという主張もありましたし、また研究者の側からすれば、それは発明の対価というか、今までいづれ報奨になるわけですけれども、これは対価ではないじやないか、こういうような主張がありました。

つまり、この裁判に象徴されるのは、特許、発明に関して、職務発明の分野において労使の間で共通の認識を持つてない、持つような制度がないということによって、これだけの混乱と事業活動においても、また、働いている、発明をされている研究者の方にとっても、さまざまリスクが出ててしまう、顕在化してしまうということでありまして、この事例一つとっても、きつちりと

第一類第九号 経済産業委員会議録第十七号

經濟產業委員會議錄第十七號

平成二十七年五月二十七日

した決まりがないということは、会社の側にも、働く人の側にも、両方いい話じゃないということになるわけです。こういう権利の不安定さを克服するという意味で一定の指針が示されるということになれば、まさしくこれは職務発明の場面で、企業、使用者側にとつても、発明をされる従業者側にとつても、ワイン・ワインの関係が導けるということになります。

問題は、「相当の金銭その他の経済上の利益」という、三十五条四項の改正案の中にあるこの文言が、どれだけの内実を持つものとして定められるかということになるわけでありまして、そこで、そのガイドラインというものの持つてくる意味は非常に大きいと思うわけです。

発明を奨励して、イノベーションを創出して、科学技術立国、知財立国日本をつくり上げていく、こういう意味で発明者のモチベーションを保つ、増進するというのが、ガイドラインをつくる上では非常に重要なことだと私は思つております。

○宮澤大臣 長らく弁護士としてまさに実務に携われた宮崎委員から今法律論的な御質問をいたいで、やはり弁護士さんだなと思ひながら話を承つておりました。

今御説明がありました。これから日本の経済とか産業を考えますと、サービス業を含めていかに生産性を向上させていくかことが大変大きな課題となつておられます。生産性を向上させるためには、やはりイノベーションといったものをさらに進めていかなければいけないという中で、発明をされる方、発明者に対するインセンティブを確保するということが大変大事な政策だろうと思つております。

今回の改正法案では、発明の奨励を目的とした、発明のインセンティブを決定する手続に関する方

イードラインを策定することを法定化しておりまして、このガイドラインというものが、おっしゃるように大変大事なものだと思つております。ガイドラインにつきましては、発明者との協議するということとしております。

ガイドラインによつてしっかりと手続きを踏んでいただき、発明に従事される、研究に従事される方にインセンティブが湧くような、そういうことをしっかりと奨励していきたいと思つております。

○宮崎(政)委員 大臣、ありがとうございます。

今大臣も繰り返し触れていましたが、やはり、発明を奨励するインセンティブ、これが最終的にはこの国が知財立国として大きく飛躍していくためのポイントになるんですね。ですから、ぜひそこへの御配慮を十分にいただきたいと思います。

二番目には、今度は、中小企業支援策はどうなんだとということについてお伺いしたいと思います。

このガイドラインの策定に向けた宮澤経済産業大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。このガイドラインの策定に向けた宮澤経済産業大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

特許をめぐる、要するに職務発明に関しては、日本は、日本の特許出願件数に占める中小企業の割合はわずか一二%だというようなことも調査で出ております。

二番目には、今度は、中小企業支援策はどうなんだとということについてお伺いしたいと思います。

二〇%の会社でしかその備えがない。

私は、この二〇%しか職務発明規程が整つていないということによって調整できるわけです。大企業は九九%がこれを整えている。しかしながら、中小企業でどれぐらいなんだと調べたところ、これはけれども、こういう点は職務発明規程を定めることもつとつくつといかないといけない。安倍政権が今進めている地方創生の取り組みとも連動していくわけでござります。

そこで、山際副大臣に、これから知財の分野について、どういった形での中小企業支援策を進めいくか。その御所見を伺いたいと思います。

○山際副大臣 これはもう委員御指摘のとおり、知財だけではありませんけれども、中小企業に対しての支援策というものがいまだ不十分であるといふことはおっしゃるとおりだと思います。一方で、民間の企業が自分の力で業をなしていくといふことも大変重要なことでございまして、そのバランスをどうとつていくかということを、我々としても、日々から御指導を賜りながら御支援申しあげるというふうにしております。

今、中小企業に対して、知財の分野においてどのような支援をしていくかという御質問でございましたので、これからというより、今始めているところとして、中小企業が知財について気軽に相談できる体制の整備、これは具体的には、全国四十七都道府県に設置されている知財総合支援窓口で活動する弁理士、弁護士等の専門家の活用を拡大するであるとか、あるいはジエトロ等々も通じまして、世界に羽ばたきたい、こういつた中小企業の海外展開の一気通貫で応援するような支援メニューというのも用意してございます。

また、今回提出させていただいておりますこの法律案が成立した場合には、職務発明規程の重要性を啓発するため、全国規模の説明会の開催や、先ほど申し上げました知財総合支援窓口を通じて職務発明規程整備のアドバイスなどを行う次第でございます。

また、支援策を活用した地域での具体的な支援の成功事例を積み重ねて、それを横展開するよう情報を発信するというようなことも考えてござります。

○宮崎(政)委員 山際副大臣、ありがとうございます。

地方経済の主役は、都市圏以上に中小企業であります。知財というものが中小企業においてもつと十全に活用される。それが、先ほど指摘をいたいたいのような、例えば規程の整備が二〇%、申請が一二%しかないというところから大きくジャンプアップして、結果としても出ていくような中小企業知財戦略というのが、この国の行く末として大きいポイントになるだろうなと思っております。

次に、特許支援体制の充実の強化を図つていた点について、特許支援体制の充実の強化を図つていただきたいといけないという点について質問させていただきます。

改正法の三十五条六項では、「発明を奨励するため」という文言が入つてゐるんですね。特許法の目的というのは、第一条にあります。「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与する」というのが目的なんです。つまり、第一条で「発明を奨励し」というのが目的ですよといふことが書いたある法律において、今度改正法で、改めて「発

明を奨励するため、」という文言を入れたといふことの意味は、実は私は非常に大きいんじゃないかといふふうに思つております。

きょう、お許しをいただきてお配りをさせていただいた資料の三枚目を見ていたら、一人の審査官が抱えている審査の処理件数、これが

日本は二百三十四件である。アメリカの約三倍、歐州諸国の約五倍といふことになります。

発明を奨励すれば、当然出願件数もふえてくる。日本再興戦略二〇一四でも、世界最速、最高品質の知財システムの確立を目指すとある。今まで以上に出願件数がふえてきても、迅速、適切に処理できる人的な体制、システムの構築が不可欠だと思います。これをしなければ、絵に描いた餅になってしまいます。

そこで、知財立国日本の確立という意味で、私も政治の現場から全力で応援をしていくことはもちろんでありますけれども、特許庁にぜひ頑張っていただきたい、そう思つておるわけです。この点に関する伊藤長官の御決意を聞きたいと思います。

○伊藤政府参考人 委員御指摘のとおり、知財立国を推進するため、審査体制の整備、強化を進め、諸外国からも信頼される世界最速あるいは最高品質の審査を実現することが極めて重要な課題であると認識しております。

人員面では、迅速な審査あるいは質の高い審査を行なうべく、平成二十七年度の予算において、百名の任期つき審査官を手当てさせていただけております。

また、予算面でも、膨大な文献の中から効率的に審査を行うための情報システムの整備、あるいは先行技術調査を民間企業にアウトソーシングするといったような形で、効率的な審査を実施するための予算も確保させていただいております。

他方で、世界最速あるいは最高品質の審査を実現するためには、現状の審査体制ではまだ十分ではないと認識しております、審査官の確保を含め、人員、予算面からの環境整備を精力的に進め

ていただきたいと思っております。

○宮崎(政委員) ありがとうございます。

日本の國の進むべき道としての知財立國の実現に向けて、私もこれからも全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○江田委員長 次に、富田茂之君。

○富田委員 公明黨の富田茂之です。

私からも、職務発明制度の見直しについてまず御質問したいと思います。

産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会が、ことしの一月に「我が國のイノベーション促進及び国際的な制度調和のための知的財産制度の見直しに向けて」の報告書を公表されました。

同報告書では、現行制度が企業におけるイノベーションの実態に対応しなくなっている問題点として、第一に、企業におけるイノベーションは、一人の発明者が行なうよりもグループ単位で行なうことが多く、また、一つの発明を生み出すのに

発明者以外の多くの従業者が協力する場合が一般的である、第二点として、製品の高度化、複雑化とともに珍しくなく、しかも、その傾向は近年一層顕著だというふうに指摘をされております。

さらに、特許を受ける権利の承継の二重譲渡の問題、特許を受ける権利が共有に係る場合の帰属の不安定性の問題を指摘されて、企業におけるイノベーションの障害になるおそれがあるといふふうに指摘をされています。これらの問題点の指摘はまことに得たものだというふうに考えます。

私ども公明党の経済産業部会は、職務発明制度の見直しにつきまして、二月二十五日に日本経済団体連合会、日本商工会議所、そして二月二十七日に日本労働組合総連合会、日本弁理士会から、それぞれの団体の御意見をお伺いいたしました。

これらの各団体の意見の中で、日本商工会議所の意見は大変傾聴に値するものでした。

少し御紹介をさせていただきたいんですが、まず第一点目として、中小企業のイノベーションの実現の鍵は、ものづくりで蓄積された高度な技術と知的財産の活用にある、知的財産活用のために

は職務発明は法人に帰属させることが求められ、高度な技術力の維持強化のためには発明者が帰属させることができない場合もある、これら両者の

ベストな組み合わせが中小企業のイノベーション実現のために必要であるというふうにまず言わ

ました。

第二点として、我が國中小企業の中には職務発明規程等を十分に整備していない企業も少なくない。先ほど自民党の宮崎先生の方から二割程度だ

という御指摘がありましたが、商工会議所からは、東京商工会議所中小企業の知的財産に関する研究会が行なったアンケートで、職務発明規程があると回答した企業は全体の一九・四%、二割に満たないという数字を教えていただきました。

一方で、まさに御質問のとおり、中小企業の中には職務発明規程を有していない企業が多くあるということは事実であります。したがつて、今般の法改正におきましては、職務発明規程などであらかじめそういうものを定めてある場合には特許を受ける権利は初めから使用者帰属といたしまして、いろいろ特許を取る可能性の高い中小企業においては、そういう規程等を整備していただきたいと、中小企業につきましては、引き続き従業員帰属とさせていただいたところであります。

一方で、職務発明規程を、まさにこれからいろいろな特許を取る可能性の高い中小企業においては、そういう規程等を整備していただきたいことは大事なことだと思っておりまして、中小企業に対して、職務発明規程の整備などの支援をこれから積極的に進めていきたいと思つております。

○富田委員 今回の見直しに当たつては、相当の対価を相当の利益というふうに変えましたけれども、これをどう決定していくかが大変重要だと思ひます。

三点目として、中小企業は、少人数の人的なつながりを生かして経営しているため、職務発明規程等を整備して特定の社員に金銭的に報いる仕組みをとつていている場合は少なく、社長表彰など企業風土に応じたそれぞれの工夫によって活力の向上を図っている、また、小規模の企業では経営者自身が現場に入り込んで研究開発を行なっていることが多いといふふうな御意見でした。

そして、こうした実態を踏まえると、新たな制度では、全ての中企業に対しても一律に職務発明規程等の整備を義務づける仕組みとしないよう

に、また、職務発明規程等を有しない中小企業に

対してまでも一律に特許が法人帰属とならないように配慮することが望ましいという御意見でした。

今回の職務発明制度の見直しは、このような意見を踏まえたものと理解してよろしいでしようか。

○宮澤国務大臣 成長戦略のまさに主役は中小企業であり中堅企業だと私は思つております。そのためにも、中小企業においてイノベーションをどんどん進めてもらうことが大変大事であります。

一方で、まさに御質問のとおり、中小企業の中には職務発明規程を有していない企業が多くあるということは事実であります。したがつて、今般の法改正におきましては、職務発明規程などであらかじめそういうものを定めてある場合には特

許を受ける権利は初めから使用者帰属といたしまして、いろいろ特許を取る可能性の高い中小企業においては、そういう規程等を整備していただきたいと、中小企業につきましては、引き続き従業員帰属とさせていただいたところであります。

一方で、職務発明規程を、まさにこれからいろいろな特許を取る可能性の高い中小企業においては、そういう規程等を整備していただきたいことは大事なことだと思っておりまして、中小企業に対して、職務発明規程の整備などの支援をこれから積極的に進めていきたいと思つております。

○富田委員 今回の見直しに当たつては、相当の対価を相当の利益というふうに変えましたけれども、これをどう決定していくかが大変重要だと思ひます。

先ほど宮崎先生の方からも質問ありましたけれども、改正法第三十五条第六項の指針、いわゆるガイドラインをどのように策定していくのかが大事になると思います。大臣からは、研究従事者にインセンティブを与えていくんだという御回答がありました。ガイドラインの具体的な内容をいたしまし

ては、相当の利益の基準策定のための従業者との協議、そして相当の利益の基準の従業者への開示、さらには相当の利益を付与する際の従業者の意見の聴取を想定してございます。

これを決めていくに当たりましては、産業界や労働界の代表、研究者、学識経験者から構成されます産業構造審議会の意見を聞くこととしてござります。

これによりまして、従業者が相当の利益の決定手続に参加できることとなりまして、従業者の納得感が高まるものと考えてございます。

○富田委員 ゼひ、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長、理事の御了解をいただきまして机上に資料を配付させていただきました。A4判になつてますが、実際は新聞の全面広告で、多分何千万かかるんだと思うのですが、すごい広告を、中村先生、また弁護士の升永先生が発明を奨励する会といふことで意見広告をされております。

二〇一四年十一月二十日付の朝日新聞の意見広告ですが、この中に、大正十年以来今日までの九十三年間、特許法は、発明はサラリーマンのものと定めている。今日まで九十三年間続いているこの特許法の規定を、発明は会社のものに変更しようととする法改正の動きがある。それに対して、猛反対だといふうに大きな文字で出ているのですが、ちょっと誤解もあるんじゃないかな。この後、ずっとやってきまして、先ほど特許制度小委員会報告書によりますと、こんな指摘がありました。

なお、職務発明制度を巡つては、「発明は会社のものか、社員のものか」といった短絡的な議論がなされることが少くないが、上記の見直し後の新たな制度の下では、そのような会社と社員の二項対立を想定したような問いは、不適切である。

新たな制度の下では、職務発明に関する「特許を受ける権利」は、原則として、初めから会社に帰属することとなるが、職務発明の発明者

は、従前通り、社員とされる（発明者人格権の従業者等帰属）。それゆえ、職務発明が会社と

社員のいずれのものかを言うことは、一概には

できません。

されに帰するかを争うことは生産的であるとは

言えない。

との記述があります。

私もこのように思うのですが、特許庁としては

どのように考へておられるんでしょうか

○伊藤政府参考人 御紹介いただきました特許制

度小委員会の報告書は、ほぼ一年間にわたりまし

て、産業界、労働界、あるいは学者、学識経験者

の方々からの意見を取りまとめたものでございま

して、これを踏まえて今回の法改正に我々は臨んで

いるところでござります。

お話をございました今回の職務発明制度の見直

しについて、中村教授を含めた発明を奨励する会

では、本改正案が発明は会社のものに変更するも

のだと、いうことで、発明の奨励に反するという意

見広告が出されているわけでござります。

一方、今回提出させていただいた法改正案で

は、特許を受ける権利を初めから法人帰属にする

ことを可能とするものであります。しかし、職務

発明の発明者については、従前どおり、当該発

明を生み出した従業者が発明者でございます。

また、本改正案では、発明者に対しまして企業

がインセンティブを付与するということを法定し

ておらずして、現行法と同様に発明を奨励していく

という考え方でござります。発明の奨励に反する

という御指摘は当たらないものといふうに我々

は考へておるところでござります。

また、日本での早期の権利取得によりまして、

それ以外の国におきましても、我が国企業の権利

取得の予見性が高まるものと期待されるものでござります。

また、日本での早期の権利取得によりまして、

それ以外の国におきましても、我が国企業の権利

取得の予見性が高まるものと期待されるものでござります。

○富田委員 ゼひ、その点も御理解いただけるよ

うに、今後の広報等で、誤解されているようでは

うに思ひます。

先日、日経新聞にばんと出てびっくりしたんで

すが、五月二十一日、日本国特許庁と米国特許商標庁は、平成二十七年八月一日から日米共同審査を開始することに合意したという報道があります

。これまでとどのように手続が変わつて、どの

ようなメリットがあるのか。特許庁によります

と、「世界で初めて米国との間で特許審査の協働

調査を開始します」ということで、「日米両国での

早期かつ同時期の特許権の取得が可能に」とプレー

スリースされています。この点について御説

明いただければと思います。

○木原政府参考人 お答え申し上げます。

企業の事業活動がグローバル化する中、日本の

みならず海外でも特許権を迅速に取得する必要性

が高まつてゐるところでござります。

○木原政府参考人 お答え申し上げます。

企業の事業活動がグローバル化する中、日本の

みならず海外でも特許権を迅速に取得する必要性

だ、これが理由だということではないはずでありますので、説得力のある法改正の理由をお示しいただきたいと思います。

○宮沢国務大臣 特許法の前回の大きな改正が六年ですから、十年近くぶりの改正ということになるわけありますけれども、この間、グローバル化というものはますます進展をしております。また、いろいろな生産研究についてオープンノベーションといったことがかなり進展をしてきておりまして、やはり知財戦略といったもの的重要性というものが大変大きくなってきたんだろうというふうに思います。

特に、近年、製品の高度化、複雑化によりまして、一つの製品が数百、数千の特許から構成されるようになってくる。例えばカメラでいいますと、私が高校生のころ憧れていたニコンFなんというのは百ぐらいの特許だったらしいんですねけれども、今のキヤノンのEOS-1Dなんというのは一万を超える特許というような、特許がかなり同じ製品でも大変大きくなつてきてるといふふうなことで、特許戦略というのは大変大事なことになつてきております。

こうした環境の変化を踏まえて、産業界から職務発明制度の見直しの要望が高まり、日本再興戦略などにおいて見直しについての検討を明記したことあります。これを受けまして、産業界だけではなくて、労働界の代表、学識経験者などを集めた産業構造審議会において検討を進めてまいりました。

そして、この検討を踏まえて、権利の帰属が不安定とならないようにすべく、職務発明に係る特許を受ける権利を初めから法人帰属とすることが可能とし、企業が特許を円滑かつ確実に取得できることによる環境整備を図る。

そしてさらに、政府が、インセンティブを決定する手続につきましてガイドラインを策定いたしまして、従業者との協議や意見聴取などのあり方について明確にすること、発明者の納得感を高め、イノベーションの源泉であります発明に対す

るまさにインセンティブを付与する、こういったことで今回の法改正をお願いいたしました。

産業界も、決して相当な対価、利益を下げるた

めにこれを要望してきたわけではなくて、権利関係を最初からはつきりする。一方で、まさに相当な対価を従業員に納得してもらるように、発明者がもらえるようなシステムも同時に導入すると

いうことで、双方が先の見通しが立つような制度をお願いしていると思っております。

○中根(庚)委員 大臣からのお話でも、この改正がおされた契機が、やはり産業界からであるとか

日本再興戦略に基づく、こういうお言葉もあつた

ことをお願いしていると思つております。

○中根(庚)委員 大臣からのお話でも、この改正

がおされた契機が、やはり産業界からであるとか

日本再興戦略によつてならなくなつてしまつ

たわけありますので、やはり働く側の人、発明当事者からすれば、対価が適正、十分なものでなく

なつてしまふのではないか、あるいは納得できる

ものにこの法改正によつてならなくなつてしまふ

のではないか、こういう懸念が生じるのは自然の

気持ちだと思いますので、ぜひきょうからの審議

で、そういう懸念が払拭されるような議論にして

いきたいというふうに思つておるところでございま

す。

就業規則などで職務発明規程が整備されていない事業所については、初めからの使用者側への帰属は認められないということでよいか。つまり

は、規程等を整備していないということは使用者

帰属を選択していない、こういうような考え方で

けではなくて、労働界の代表、学識経験者などを集めた産業構造審議会において検討を進めてまいりました。

○中根(庚)委員 そういうことであるならば、契約や就業規則に職務発明は企業に属すると書けば現行法でも使用者帰属とすることは可能で、つまりは、現行法の運用の改善で十分であつて、法改正でしなくてもよかつたのではないかという御意見もあるわけがありますが、この点についてはどのようにお答えになるでしょうか。

○伊藤政府参考人 もちろん、そういう二重譲渡みや職務発明規程等の社内ルールによる特許を受けられるわけあります。

○中根(庚)委員 その場合は、やはり、就業規則や職務発明規程等の社内ルールによる特許を受けられる権利の継承だけでは、権利の帰属が不安定になります。

○伊藤政府参考人 例えば、A社に属するA社員が発明を行いました。そのA社員が、自分の所属するA社にその発明を言わずに、B社の方にその発明内容を言つてしまつて、B社がその特許の申請をしてしまつた、こういうふうないろいろなケースが考えられます。

その上で、権利帰属を安定化させて、企業が特許を円滑かつ確実に取得できるよう環境整備を行つて、そのためのガイドラインを明確化すると

ますので、そういうふうな不安定な状況を避けるためにも、今回の法改正では、初めから法人帰属を可能とすることを法定いたします。

そこで、権利帰属を安定化させて、企業が特

許を円滑かつ確実に取得できるよう環境整備を行うことでございま

す。

○中根(庚)委員 今御答弁の中にあつた、A社の社員が、A社ではなくB社に、B社で特許の取

得をするということですか。これは違法な行為な

んですけど、それとも従業員の発明者が選択可

能な範囲の行為なんでしょうか。違法な行為なん

でしようか、どうなんですか。

○伊藤政府参考人 補足説明いたします。

○伊藤政府参考人 二重譲渡問題と呼ばれているものでございまして、考え方といたしましては、本来は、従業員は

その企業の中で発明していますので、その権利を使用者に対して承継するという取り決めにしてい

ますけれども、法人に帰属するということになつた場合に、せつかくの特許がいわゆる休眠状態になつてしまつおそれがないか。大企業などが保有する特許は三百五十五万件あると言われておりますが、その五割が休眠状態であるといふにも言わ

れます。

産業界に広く活用されていない実情にある、休

眠状態が多いという状況、これが法人帰属でさら

に助長されるおそれはないかということについてお聞きしたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

今回、企業が法人帰属を選択した場合でも、従業者帰属と同様に、企業はその事業において活用する見込みが経営としてないふうに考えた

ものについては、これを企業側が一回持ちますけれども、それを従業者にお返しするということは

可能でございます。

したがつて、この改正によ

れを拒絶できません。

しかしながら、今回、そういう形で原始的に法人にその特許を受ける権利が残る、最初からあ

るということありますと、そのB社が行う特許の出願というものは無効ということになりまして受けられない、そういう形で遮断するという形をとらうといふことがあります。

○中根(庚)委員 もちろん、そういう二重譲渡みや職務発明規程等の社内ルールによる特許を受けられる権利の継承だけでは、権利の帰属が不安定になります。

○伊藤政府参考人 その場合、A社員が発明を行いました。そのA社員が、自分の所属するA社にその発明を言わずに、B社の方にその発明内容を言つてしまつて、B社がその特許の申請をしてしまつた、こういうふうないろいろなケースが考えられます。

その上で、権利帰属を安定化させて、企業が特

許を円滑かつ確実に取得できるよう環境整備を行つて、そのためのガイドラインを明確化すると

ますので、そういうふうな不安定な状況を避けるためにも、今回の法改正では、初めから法人帰属を可能とすることを法定いたします。

そこで、権利帰属を安定化させて、企業が特

許を円滑かつ確実に取得できるよう環境整備を行つて、そのためのガイドラインを明確化すると

ますが、これはこの後の質疑を十分拝聴していきたいと思います。

法人帰属を可能とするような法改正であります

ことであろうと思いますが、そういうふたことは、

いずれも、法改正しなくとも、まさに運用の改善

で可能であったのではないかというようにも思ひます。

法人事業者に対する問題がある。あるいは、

信頼関係が確立されていないところに問題があつたり、A社では十分な対価が得られない

ことであるかもしませんが、それ以前に、A社の経営者とA社のその発明者と、きちんと何か就業規則とか契約とか約束事が交わされていない

ことのあるところにやはり問題がある。あるいは、

信頼関係が確立されていないところに問題があつたり、A社では十分な対価が得られない

ことであると思ひますが、そういうふたことは、

いずれも、法改正しなくとも、まさに運用の改善で可能であったのではないかというようにも思ひます。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

○伊藤政府参考人 二重譲渡問題と呼ばれているものでございまして、考え方といたしましては、本来は、従業員は

その企業の中で発明していますので、その権利を使用者に対して承継するという取り決めにしてい

ますけれども、法人に帰属するということになつた場合に、せつかくの特許がいわゆる休眠状態になつてしまつおそれがないか。大企業などが保有する

特許は三百五十五万件あると言われておりますが、その五割が休眠状態であるといふにも言わ

れます。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

○伊藤政府参考人 二重譲渡問題と呼ばれているものでございまして、考え方といたしましては、本来は、従業員は

その企業の中で発明していますので、その権利を使用者に対して承継するという取り決めにしてい

ますけれども、法人に帰属するということになつた場合に、せつかくの特許がいわゆる休眠状態になつてしまつおそれがないか。大企業などが保有する

特許は三百五十五万件あると言われておりますが、その五割が休眠状態であるといふにも言わ

れます。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

て直ちに休眠特許があえるといふ御懸念は当たらぬと思つております。

他方で、休眠特許といつたような状態が全般的に起つてゐることは、せつかくの発明がもつたいないことになつておると思つております。特許庁の独立行政法人の方で、IN P I Tと申しますけれども、ライセンス許諾の用意のある特許、いわゆる開放特許に関するデータベースを設けまして、そういうふうな情報を積極的に提供したり、あるいは、地域において、さまざまな中小企業とそいつた開放特許とのマッチングの機会を行つてゐる活動を今現在実施しております。

こういったものを積み重ねながら、休眠特許問題についても解決を図つてしまいたいといふふうに考へておるところでございます。

○中根(庚)委員 特許の帰属が企業なのか従業者なのか、もちろんこれは大事なことでありますけれども、やはり、今回の改正法案の審議で大切なのは、発明をした人が十分適正な、十分な対価を得られる法律の仕立てになつてあるかどうかといふことであろうと思ひます。

対価請求権といふものが法定をされてから

こそ、企業は発明者に相当な対価を嫌々ながらも支払つてきたといふこともありますけれども、これを初めから法人に帰属させる場合、使用者が従業者の発明に対し十分な対価を与えないおそれがないか、今までこれは議論されてきましたが、改めて民主党の立場からも認証をしておるところです。

そして、相當な利益といふことになるわけでもあります。現行法の相当な対価と同義なのかどうかといふこと。それから、相當な利益といふうに言つた場合に、これは、例えば企業が発明に受けた利益の何割程度とか、そういうふうに何か基準、といふうなものは示すことができるのかどうかといふこと。それから、金銭以外で報奨対価を支払う場合に、それが十分かどうかは誰がどのような基準で判断をするのかといふこと。これについてお尋ねをしたいと思います。

○山際副大臣 後半の御質問につきましては、政府参考人からお答えをさせていただきたいと存じます。

発明者への対価について十分適正なものが発明者に付与されることになるかという御質問についてござりますけれども、もちろん、これは各企業、各業種によりましてその研究開発戦略、研究環境がさまざまなものですから、インセンティブの決定を一律に決めてしまうというようなことはない無理があるわけございまして、その合理性の判断は特に手続面を重要視してなされるべきだと考へてございます。

そういつた観点から、企業と従業者の間でのインセンティブ決定手続に関するガイドラインの策定を法定化することとした次第でございます。

このように、企業と従業者との間のインセンティブ決定手続を具体的に明示することによりまして、従業者の納得感を高めることで、従業者の意見を反映するという機会がございました。

○伊藤政府参考人 ほかの質問についてお答えをいたしました。

まず、相当の利益が現行法の相当の対価と同じかといふことでございますが、今回、相当の利益といふふうに変えさせていただきましたのは、今回

の改正に当たりまして特許庁が実施いたしました一万五千人の研究者向けのアンケートの中でも、重要なインセンティブであるというふうな回答も得られました。

そこで、こういつたインセンティブの範囲を金

額以外にも拡張して、柔軟化を許容したものでござります。したがつて、従業員が受けたことのできる相当の利益といふものは、現行法上の相当の対価と実質的に同等のものであるといふふうに考えておるところでございます。

それから、利益の何割くらいが相当の利益かといふことですが、ここは、企業の技術戦略が業種あるいは企業ごとに相当さまざままでござ

います。したがつて、本改正案の中でも、相当の利益については、この決定手続のあり方をガイドラインに示して、その中で企業の技術戦略の多様性を反映できるようとしてございます。

相当の利益は、ガイドラインに従つて、従業員と協議や意見聴取を行いながら個々の企業ごとに定めるものであると思つておりますので、会社の利益の何割が相当の利益であるといふことはなかなか言えない性格のものであるといふうに認識しております。

それから、相当の利益として金銭以外の付与についての適正性のこととござりますけれども、これも金銭と同様で、相当の利益の判断、付与につきましては、ガイドラインの規定に沿つた手続で、従業者の意見を反映するといふ機会がございまして、その形で従業者の納得感を高めながら行うということで、仕組みとして基本的に適正な形で判断されるものといふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

○中根(庚)委員 続きの議論は後の委員にお任せをしたいと思います。

時間が来ましたので終わります。ありがとうございます。

○江田委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。

今の中根委員と若干重複する部分もありますけれども、逆に質問し切れたかったことも含めまして、系列立てでお尋ねをしたいと思います。

今回の法案改正の最大の論点が、報道されてい

ますように職務発明制度の見直しでございまして、この点につきまして、きょうも各委員からさまざま質問がされております。従業員に帰属させておるという発明者主義、これが、知的財産の後押しというような形で企業側に属することによるということでございまして、二〇〇五年施行の今の現行法では、社員と会社の双方にインセンティブがあつたと記憶をしております。

私も、かつては商工委員会、経済産業委員会がまだ商工委員会だった時代に特許裁判を、特許庁に委員会の視察で行きました。その際に、特許の裁判を見ていて、私は文系出身でございますから、化学の分野とか産業化的分野というのは苦手でございまして、そのときはたしか、塩基の配列をめぐつて裁判をするという模擬裁判を見せていただきましたのですが、何が何だかほとんどわからなかつたような思いがあります。

しかし、非常に難解な特許を、侵害に当たるかどうかということを、まさに本番ながらに模擬裁判を見せていただきまして、いや、これは相手の専門家がいないと、なかなか、どう太刀打ちするのかという、本当にただの法律家だけでは対応できない大変なことなんだな、そんなことを思い出しながら今回質問をつくったんです。

そもそもすけれども、産業界の意向で議論が始まつたのではないでございますが、そんなことで、さあざまな労働界や、先ほどお話を出た中村先生も極めて懸念を抱かれているということがございます。

反面で、職務発明というのは、会社がリスクをとりながら、会社の資金だと設備をつぎ込んで使って、多くの社員のチームプレーによって、結果、でき上がりつていくということも理解ができるわけでござります。発明といふものが会社の利益になるというそのプロセスには、製造、生産、あるいは販売、さまざまなチームワークがあつて、まさに総合力で会社の、企業の利益を生み出すわけございまして、双方の言い分といふものは、やはり私もわかるんです。

そこで、お尋ねしたいのは、産業界からは訴訟のリスクをまず挙げられていました。それから、訴訟を多数申請する大手企業においては、対価の算定であるとかその支払い事務において、非常に煩雑であつて、多数の人員も必要である、その分コストがかさむということが指摘をされてきて、その

ことが一つのきっかけとなつて今回の法改正になつたというふうにも指摘をされてゐるわけあります。

この訴訟の件数、近年どれぐらいあつて、そしてまた、対価の算定というものがどれほど経営を圧迫といいますか、経営の負担となつたのかとということについては、客観的な何か数字はあるんでしょうか。だからこそ今法改正なのだという、客観的かつ具体的な事由をぜひ述べていただきたいとまず冒頭申し上げたいと思います。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

中での職務発明の訴訟は、私どもが承知している範囲で四件でござります。

ばす影響でございますが、経済界が参加していくま
す日本知的財産協会というものが会員企業に行つ
たアンケート結果でございますが、対価の算定に
係る年間の業務負担として、そのアンケートの企
業の単純な平均というふうに理解しておりますけれども、六百三十人日の工数がかかっているとい
ふことを承知しているところでございます。

○渡辺(周)委員 今おつしやつていただいた四件の訴訟と、かかつた日数が延べで六百三十人日だと。以上です。

私がお尋ねをしたのは、対価の算定、客観的の数字で、例えば、どれくらいの人的コストがかかっているとか、そこまでのデータは持っていないということですか。例えば、売り上げに占める中の何%が実は手続にかかるコストであった、そこはないということで。うなずいていらっしゃいます。

考えられている、その一環ではないかということ
も我々は懸念をするわけなんです。つまり、そこ
で働いているまさに従業員の方々の努力というも
のに対して、どうも今の政権は、産業界サイド、
成長戦略という名前のもので企業側の論理に立つ
ているのではないか、非常にそのことに対する懸
念を持つわけでござります。

ですから、訴訟のリスクというけれども、四件
という数字は決して多い数字ではない。そして、
長いよぶつ、三ひびくつを長いよくへばか

残念ながら、とくにこの金銀両の二ノードがかかるつてはいるかということについてもお答えはなかつたわけでござります。残念であります。

ここで、先ほど中根委員も触れましたけれども、今回の法改正によって、改正といふのが改悪になるのかということについては、やはりそこ

は、申し上げたとおり、従業員にとつてこれは不利益をこうむることになるのではないか。やはり日本の企業は、逆業者が自由に活動できない、且

日本企業が日本企業としての組織を重視する日本型企業の中において、どうしても使用者側の方が強い立場にある。それを、契約

であるとか会社の規則であるとかそういうもので
決めるということでございますが、今回の制度変
更によって発明者の意欲が低下をしてしまっては

全く意味がないわけであります。
今度の改正案でできます相当の利益、現行法の
対面と実質的同じようなのか。対面と「うものを利

益とした意味を同等の権利として理解していないのかどうなのか、その点について、今回の審議会で

のやりとりもそうですけれども、どのようにお考えか。企業の論理だけでは対価が決められるのではなくて、やはりそこはしっかりと従業

員のモチベーション、まさにやる気をそぐいとがないように、どのような制度設計をしていくのか、その点についてお答えをいただきたい」と思い

○伊藤政府参考人 相当の利益につきまして、相
当の寸西ニシヤウフウ開示ハニハラ御質問

現行では、相当の対価は金銭のみを指すもので
当の対価とどうして誤解かといふのが何う御質問
にあつたかと思います。

ございますが、先ほどもちよつと御説明いたしましたが、今回の改正の関係で一万五千人ほどの研究者向けのアンケートをいたしますと、やはり金銭のみならず、研究設備の充実など金銭以外のインセンティブも重要なとお話しございましたので、インセンティブの範囲を今回広げて、柔軟化を許容するという形で一つ変化をさせているものでございまます。

したがつて、従業者が受けることのできる相当の利益、経済上の利益といったようなものは、現行法の相当の対価と実質的に同等のものであるといふに考えておるところでござります。まず、範囲についてはそういうことでござります。

それから、それがどういった形で担保されるか、不満のないような形で担保されるかというところにつきましては、先ほども説明ございましたけれども、インセンティブの決定手続については、経産大臣が定めるガイドラインというものを設定いたしまして、この中で、従業者との協議、あるいは、どういった基準をつくって、それをどういいう形で開示するのか、それから、個別の利益を従業者に渡す場合にその意見の聴取をする手続、こういったようなものをガイドラインで定めることによりまして、発明者に納得感の得られる形でインセンティブの付与のスキームというものが行わられるということになりますので、今回の改正によって経済的利益という形で範囲が広がりますけれども、スキームとしては、ガイドラインに沿つて、きちっとした手順をもつて個々の企業が従業員と相談をして進めるということありますので、このインセンティブが切り下げられるといったような懸念は当たらないというふうに思つるところでございます。

ございますが、先ほどもちよつと御説明いたしましたが、今回の改正の関係で一万五千人ほどの研究者向けのアンケートをいたしますと、やはり金銭のみならず、研究設備の充実など金銭以外のインセンティブも重要な要素だというお話をございましたので、インセンティブの範囲を今回広げて、柔軟化を許容するという形で一つ変化をさせているものでござります。

したがつて、従業者が受けることのできる相当の利益、経済上の利益といったようなものは、現

行法の相当の対価と実質的に同等のものであるといふふうに考えておるといつでござります。まづ、範囲についてはもう云ふいと申します。

それから、それがどういつた形で担保されるか、不満のないような形で担保されるかというところにつきましては、先ほども説明ございましたけれども

れども、インセンティブの決定手続については、経産大臣が定めるガイドラインといふものを設定

いたしまして、この中で、従業者との協議ある
いは、どういった基準をつくって、それをどうい
う形で開示するのか、それから、個別の利益を從

業者に渡す場合にその意見の聴取をする手続、こういったようなものをガイドラインで定めることによりまして、発明者に納得感の得られる形でイ

ンセンティイブの付与のスキームというものが行われることになりますので、今回の改正に

よって経済的益とし形で範囲が広かりますに
れども、スキームとしては、ガイドラインに沿つ
て、きっちとした手順をもつて個々の企業が従業

員と相談をして進めるということでありますので、このインセンティブが切り下げるるといつたような懸念は当たらないといふうに思つていい

るといひでござります。

うんですね。ちょっとと例を挙げますと、これは報道ベースで
木三た木五
レバレバだ昆虫がまんまと見
る木三た木五

見たんですけども、日立製作所は二〇〇五年から、社員の発明について特許の出願は会社名で

行つてきました。発明した社員には、特許の登録が認められた際などに数万円単位を払う報奨制度を設けたと。その特許を使った技術が製品化をされば、会社の業績に大きく貢献をするわけですが、ベンチャー企業においては、発明にかかわった従業員にストックオプション、いわゆる株式購入権を与えていた、こういうふうなこともやって、とにかくインセンティブというものを幅広く考えているわけなんですが、こうした例を含めて、どのように今後検討していくのか。

何よりも、経済産業大臣が策定をするインセンティブの決定手続、これはガイドラインが大きな意味を持つんですけども、現状、大臣としてはどういうふうに考えているのか。相当な対価を算定する際の考慮の要素としてどのようなことを考えているか。これからガイドライン策定に当たっては、やはり大臣の今のお考えをぜひ伺いたいと思います。

○宮沢国務大臣 相当な利益の中身自体につきましては、これはやはり、会社側と従業員側、発明に携わる方たちの間で具体的なことを決めていた一方で、今回の法改正におきましては、その決め方、デュープロセスを経て決めてほしいということを法律に書きまして、そのデュープロセスをガイドラインという形でお示しをしたい、こう考えております。

ガイドラインにつきましては、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際しての従業者との協議、要するに従業者と協議する、そして、従業者に対する基準の開示、それから、相当の利益の内容の決定についての従業者からの意見の聴取など、こういうことをガイドラインとして定め、これをデュープロセスという形で経ていただけみたい、こういうことを考えております。

したがつて、ガイドラインでござりますから、これを絶対に尊重しなければいけないということではないわけですけれども、一方で、今後裁判等々とそういうことが起つたときには、やはりガイドラインで定められた手続を経ているか経ていなかといふのは、恐らく裁判の過程において相当考慮されることにならうかと思います。

○渡辺(周)委員 中根委員も私も、質問をする中で一つ共通していける懸念といふのは、やはり従業者の方が弱い立場にあるわけであります。会社規則としてある程度のことが定められていくだろ。しかし、例えば、研究者の卵が大学院なり大学を出てその企業に就職をする採用試験を受けたというのでは弱い立場ですから、当然、我が社はあなた方が会社に入つて利益をもたらしてもことういうことになりますよ、それでもよろしければ」ということで、詳細はわからぬけれども、まず会社に就職する、研究室に入るときに、わからぬけれどもと言つたらあれですけれども、余り詳細を詰めて、採用してくれると言つたところにあれこれ言うと、こんな面倒くさいやつはうちの会社は要らないといつて、変な話、はじかれることがあります。当然、採用前の弱い立場の方々もいるわけあります。

そうしますと、入つてからいろいろな形で、救済措置とでもいいましようか、あるいは、入つてみて社員が不満だった場合の苦情処理、苦情処理といふんじやないですか相談するような窓口、あるいは、裁判にはならないんだけれども、その手前で何らかの形で、紛争といいましようか意見の対立等あるいはいろいろな要求が違つた場合にどのような形で処理をしていくのかという、やはり会社にとつての仕組みも大事だと思うんです。

大手企業だったら、例えば、労働組合がしっかりとしていたり、あるいはさまざまな法務担当部署があつたり、いろいろな、社員の権利を守るということについて専門家がいるところはありますけれども、決して全てがそうじやない。

だとするならば、今後どのような形でそうしたことを絶対に尊重しなければいけないということではないわけですが、やはりガイドラインをつくつていくことが非常に有意義だと私は思つんですけれども、そうした仕組みなどのようにあるべきだと考えていらっしゃるか、お尋ねいたします。

○伊藤政府参考人 お答えいたします。

最初に、入社前の従業員など、そういう立場の弱い方のことについて御質問がございました。

当然のことながら、入社時においてます内容をきちつと説明し開示することは必要だらうと思ひますし、また、個別に具体的なインセンティブを行つた場合には、新入社員であつたとしても、意見聴取を個々に行つていう形がガイドライン上も必要になつてくると思つております。

ガイドラインを策定するに当たつても、この手続きをいろいろ明示することになりますが、入社前の従業員のような、いわば弱い立場に置かれているような方の状況を踏まえた対応をとるようになつたいと思っております。

それから、苦情処理のようなことにつきましても、今後、政局が定めるガイドラインの中で、従業者が付与された相当の利益の内容に不満があつた場合に、それを企業に対して意見を言えるような手續、こういつたようなものもガイドラインの中に定めたいというふうに思つております。

以上でございます。

○渡辺(周)委員 法案が成立した時に、そのガイドラインを定める期間といいましようか、これは通告してしませんけれども、そもそも、ガイドラインをつくることに着手する時期、それからどれくらいの期間でガイドラインを定めるのか。

その際に、どういう方々に入つていただくなるか。当然、先ほど名前を挙げられたような団体の方々もそうでしようけれども、やはり発明者の代表、従業員側の代表、決して大手の労働組合だけではなくて、その分野において、もつと言えば、反対だとおつしやつてはいる、例えば、先ほど中村先生の意見広告をどなたか委員が出していくつ

しゃいましたけれども、なぜ反対するかといふことについて、情報開示というものをこのガイドラインで義務づけるというお考えは現状あるか

か。

それはやはり、それぞれの企業の取り組みを比較することで、今後就職する、先ほど言つた、これら世界的な発明をするかもしないという研究者の卵や意欲のある人たち、あるいは、ひょつとしたら、よそから転職をしてくる転職を考えているエンジニアも、よりよい職場を選ぶことができるというメリットがあると思うんです。つまり、情報公開をして透明性を高めることによって、それぞれ選ぶときに、ここで俺の研究してきていたこと、やりたいと思ったことができるかもしれません。

それから、策定の手順につきましては、そもそも法律の中で産業構造審議会の意見を聞いてとりますし、また、個別に具体的なインセンティブを行つた場合には、新入社員であつたとして

も、意見聴取を個々に行つていう形がガイドライ

ン上も必要になつてくると思つております。

○渡辺(周)委員 先ほど御答弁の中に情報開示と

いうようなことが少し触れられていたのではない

かと思うんですが、今のような、ガイドラインをつくる中で、従業員側の立場、権利といふものを

ぜひとも尊重できるような形でガイドラインをつくることに取り組んでいただきたいと思つて

いるところですが、そのときには幅広く、今回の法改正に対しても、それが尊重されるべきである

か。

それから、苦情処理のようなことにつきまして

も、今後、政局が定めるガイドラインの中で、従業者が付与された相当の利益の内容に不満があつた場合に、それを企業に対して意見を言えるよう

な手續、こういつたようなものもガイドラインの

中に定めたいというふうに思つております。

以上でございます。

それから、苦情処理のようなことにつきまして

も、今後、政局が定めるガイドラインの中で、従業者が付与された相当の利益の内容に不満があつた場合に、それを企業に対して意見を言えるよう

な手續、こういつたようなものもガイドラインの

中に定めたいとい

うと思います。

○伊藤政府参考人 委員御指摘のとおり、企業が優秀な人材を集めるために社内に設けております

そういう報奨制度のよう

なことは、当然あると思つておりますし、私が知つ

ておられるところは承知しております。

他方で、現状、大企業などでは、そういつた社

内における報奨の制度といったようなものにつ

いて、具体的に開示しているところは余りございま

せん。基本的に各社の技術競争力に係る経営戦略

だといふ位置づけかと思つておりますし、果たし

て情報開示のよう

なことには、ちょっと性格上向かないのではな

いかといふには思つて

いるところです。

○渡辺(周)委員 今、性格上、それはやはり各企業任せというか、各企業に委ねられるんだろうというようなお答えでございました。

しかし、何らかの形で、別に、取り組んでいる研究結果、研究について、何もそれをつまびらかにしろと言っているのではなくて、例えばA社の場合には、こうふうことで研究職を優遇しているし、実際、こういうことで成果の出た人にこういう恩典が与えられている。それが出世なのか、例えば海外への留学という形でもっとさりと探求欲を充実できるような、会社が後押しをして、もっと高度な知識を身につけるための後押しがあるのか。あるいは金銭的なことも含めてはあると思うんですけれども、やはり、そういうことは私はそれなりにやつていくべきだらうとうふうに思います。ぜひ御検討をいただければというふうに思います。

そしてまた、もう一つ、ちよつと伺いたいのは、では、例えばこの法改正がされて、これから発明は企業側に、会社に帰属するということになる。しかし、今いる研究者の方々、この人は現行法の時代に採用されている人、あるいは二〇〇四年の法改正、二〇〇五年の法が施行されたその前、いわゆる現行法の前段階、現行、今の段階、そしてこれから採用される人、いろいろ採用時期によってそれぞれのインセンティブというものが違うんですが、それを法改正によって一つにならされた場合に、当然、私が入ったときの条件と違うじやないか、私が聞いていたときとちよつと話が違うじやないか、そういうこともこれは起こり得るのではないかなどといふうに思つうんです。

先ほどの、社員の不満を、あるいは社員の要望を、苦情という言い方がいいのかわかりませんが、やはりそれを受けとめるという形で何らかのことを考える必要があるのではないかと思つりますけれども、研究者、従業者の採用時期、二〇〇四年改正前の旧法、現行法、今回の新法、採用時期によつては発明の権利の取り扱いが、結局は社員

である以上は変わることだと思いますけれども、権利の移転を余儀なくされる、例えば進行中の開発案件、今何かを目指して取り組んでいる、進行中です、これを今もやつていらつしやる方々がいる。

法の方が後から変わつてくるわけですから、この新法への移行に伴つて、何らかの形で同意しないとか、同意しづらいとかいうことがあつた場合に、それを理由に従業員に対し不利益が及ぶようなことはないのか。その点について確認をしておきたいと思います。

○堂ノ上政府参考人 お答えを申し上げます。

職務発明に係る特許を受ける権利につきましては、発明者がいつ採用されたかということにかかるわらず、その職務発明が発生した時期、すなわち完成した時点に応じまして、それぞれ、平成十六年改正以前現行法本改正法案が成立した場合には適用されるということになります。

改正法案におきましては、企業にこの権利を帰属させるためには、契約、勤務規則その他の定めにおいて、あらかじめその旨を定めている必要がござりますけれども、こうした定めがない場合には原始的に従業者が帰属するということになります。

一方、この際の従業員の受ける利益につきましては、契約、勤務規則の定めによって、企業に帰属させる場合には、相当の利益を、先ほど来御議論いただいておりますガイドラインに沿つて適正な手続を踏んで定めるということになりますので、本改正法案の施行に伴つて従業者に不利益が及ぶということはないものと考えております。

○渡辺(周)委員 私のお尋ねは、つまり、法の方が後から変わつてきたわけだから、当時、私が入社したときの条件と違つてくる。レアなケースかもしませんけれども、もし話が違つとなつたときに、では、そんなんだつたら、あなた、やめてくれということになりやしないか。つまり、それ

面で、雇用関係において不利益になることがないように配慮してくださいといふことの質問なんですが、その点はいかがですか。

○堂ノ上政府参考人 本法成立の暁におきましで、ガイドラインの策定、その他さまざまな話し合い、手続の中で、不利益のないように配慮してまいりました。

○渡辺(周)委員 残りわずかになつてきました。その点については、我々もこれからフォローしていくべきだと思います。

今回の法改正、結果として法改正が改訂だつたのか改悪だつたのかということ、従業者のインセンティブにどのような影響を今後与えていくのだろうか、法改正後の話ですけれども。法改正後、調査、検証、何年かたち、フォローアップしていくのか、その点についていかがですか。

○関大臣政務官 本改正案が成立した場合には、委員の御指摘も踏まえまして、大事な点だと思ひますので、企業や発明者に対するヒアリングまたアンケート等、調査、検証を行つてまいりたいと思います。

○渡辺(周)委員 これがいい結果が出るよう、従業者の権利も守られるように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思うんです。

やはり、これから新興国に人材が高額で引き抜かれるというようなことが、新興国に限らずですけれども、例えば、研究費用についてはどんどんつき込むからやつてくださいと。日本においてなかなか芽が出ない、くすぶついてチャンスが与えられない、では、うちの国でどうですか、こういう人材の引き抜きというか人材の流出、これをどう防いでいくかということも一つのテーマであります。

また、ロボットサーチH A Lという、これをつくった山海教授さんのお話を私は好きですと読んでいたんですけども、やはり子供のころから非常にロボットに関心があつて、これは経済産業大臣の賞も受けています。御存じのとおり、介護の現場、それから建設現場、福島第一原発、あら

ゆるところでこのロボットスーツが、今世界でも実証されているわけですけれども、こういう方がいる。それに、私は、やはり子供のときから茅をつくつていくべきだらうと思うんです。

高専でロボットの例えはコンテストがある、私の地元の沼津というところでかつてやつたんです、ロボットコンテストを。それで、どうしてこいつのをつくつたんですかと來ていた中学生、高校生に聞いたら、実は、阪神大震災のときに友達を失つた、火災現場の中、瓦礫の中に入つていくことができれば助けられたかも知れないといふことが自分の思いだつたということで、瓦礫の中に入つていくような、ロボットといつてもキヤタピラのついたプラモデルのようなものでありますけれども、それで人の生存をセンサーで調べられるようなものをつくる。ああ、そういうことからこの子たちは始めたのかと思って、涙が出来ました。

そういう例えが発明家の芽、卵、この出てくる芽をどうつくるか。もちろん、海外に行く人材の流出を防がなきやいけませんけれども、これから次を担う中で、国立高専だけじゃなくて例えば工業高校、地方にある工業高校はどんどん今統合されて、だんだん総合学校になつて進学校になつちゃつたりしてます。そんな中で、これから芽をどうつくるかということをお尋ねしたいと思いますし、あわせて、今後、中小企業やベンチャーというもののあるべき姿についてどうお考えか、最後に伺つて、質問を終わります。

○山際副大臣 まず、人材の流出、そしてまた人材の流出に伴う技術流出についてのお尋ねでございます。

また、ロボットサーチH A Lという、これをつくった山海教授さんのお話を私は好きですと読んでいたんですけども、やはり子供のころから非常にロボットに関心があつて、これは経済産業大臣の賞も受けています。御存じのとおり、介護の現場、それから建設現場、福島第一原発、あら

いうことは、これは職業選択の自由からして不可能なことでござります。

しかしながら、人材流出に伴う技術流出に関しても、これは当然とめていかなくてはいけないということでもございまして、技術流出に関しましては、不正競争防止法で、海外を含めて、他社で

使用することを営業秘密侵害罪として、既にもう禁止してございます。

人材の流出をとめるというのは社会全体で取り組まなくてはいけないことでございまして、法制度的な手当てだけではなくて、社会全体で営業秘密を守り抜く意識の醸成に向けた官民戦略会議等々を開催して、その能力・成果主義に基づいて適正に処遇をすることによって、人材流出が行われないようにしていくようなことを醸成していくことが必要だというふうに思つてございます。

それから、理系人材に関してですけれども、理系人材の育成のための具体的なアクションプラン、これを策定するために、本年五月に産学官をメンバーとする理工系人材育成産官円卓会議、これを文部科学省とともに設置しまして、議論を開始しているところでございます。年内に具体的な行動計画をまとめる予定でございます。

○伊藤政府参考人 中小企業、ベンチャーに関する御質問がございました。

今回の法改正をきっかけといたしまして、中小企業自身が、自社にとって最適な職務発明のあり方を検討して、発明のインセンティブを高めるということが非常に重要だと認識してございます。

先ほどもありましたように、一割程度しかまだ職務発明規程を整備していないことありますので、まず、こういった、経営に与える重要性といふものの意識を浸透させることが最大の課題だと思つております。

今後、商工会議所などとも協力いたしまして、こういった規程の策定を支援するような普及啓発の機会の拡充とか、あるいは具体的な規程の策定に向けた支援といったようなものをきちっと進めたいといふふうに考へているところでございます。

○渡辺(周)委員 ゼビ、人材を育てるこども、流出を防ぐこども、成長戦略の中でしつかり位置づけていただいて、そんな、法律でとめられないこ

とはわかつてはいるので、どうするかといふことは、ぜひ政府で、我々もそうですねけれども、取り上げて考えていかなければいけないと思います。

○江田委員長 次に、篠原孝君。

○篠原(孝)委員 民主党の篠原孝でございます。我が党のブリービアススピーカー、お二人とも絶対的に従業者、この法律用語では従業者になつていますけれども、研究者の立場の質問をきれどおりです。私も全く同じです。

不思議だなと思うんですが、この中村さんの何

かいなかついた頃、いかにも文句を言いそうな顔で、非常に鼻つ柱の強い顔で、私のような穏やかな雰囲気は全然ないんですね。でもやはり、こういう人が、イノベーティブであつて、日本の国をリードというか、日本に大きな恩恵をもたらすんじやないかと思いますよ。

だけれども、今回の法律改正は時代の流れに合つてはいるかどうかと思うんですね。僕は、発明者主義になつてはいるなんというのを知りませんでしょ、特許制度をそこそこ、特許特許と言うからかじつたつもりですし、ウルグアイ・ラウンドのときに、私は、新分野というの

したよ、特許制度。特許制度をそこそこ、特許特

許と言つてからかじつたつもりです。

ただ、中村さんがお怒りになつてはいるん

だらうと思ひますけれども、中村教授、ノーベル

物理学賞をもらつた方ですよ。このお怒り、ご

もつともで、発明者の研究意欲を相當にそぐこと

になつてしまふんじやないかと思います。

○篠原(孝)委員 理科系と言いました。これもまた、我々

の世代、今の世代はどうか知りません、我々の世

代は、これから工業立国で、社会科の教科書に

は、これといった資源に恵まれない日本は、外國

から原材料、鉱物資源を輸入して、加工して、輸

出して生きていかなければいけないんだと。

そして、地方、田舎にも、農業高校だったのに

は、工業科ができるといふうになつていつて、何

か、勉強できるのはみんな理科系に行くんだ。

数学ができない、物理ができない、化学ができないのが、しようがない、文科系に行く、そうなつて

いた。私は数学もできなんですねけれども、文科系

に行きましたけれども、それは珍しいので。

だから、そういうふうになつてはいるのにもかか

わらず、理科系の皆さんをこういでの冷遇し

ちゃいけないですよね。僕は、そのところがよ

くないんじやないかと思うんです。これは、そう

いう世相を反映しているんじやないか、非常によ

くないことじやないかという気がするんですね。

そういう認識が経産省にないんでしょうか。理科

いました。

だから、そういうときには法人に帰属、会社に

帰属、そういうふうになつてはいるんじやないかと

思つてはいた。これからはもつと個人の能力を生か

していかなくちやならないから、発明者の帰属に

改訂するものだとばかり思つてはいたら、逆なん

で失敗

す。何事も先進的に取り組んで、進み過ぎて失敗

するようなことも多いんですけども、そういう

経産省としては珍しい、後ろ向きの改訂じゃない

かと思うんです。

私は、これで中村さんがお怒りになつてはいるん

だらうと思ひますけれども、中村教授、ノーベル

物理学賞をもらつた方ですよ。このお怒り、ご

もつともで、発明者の研究意欲を相当にそぐこと

になつてしまふんじやないかと思います。

○篠原(孝)委員 企業のメリットと発明者のメリット、これをいか

にバランスをとつて両立をさせていくかといふこと

が重要でございまして、そういう意味から、き

みんと両者のメリットが確定できるようなガイド

ラインを示していくことが重要なのはな

いか、このよう

に考えております。

○篠原(孝)委員 今、ガイドラインも出来まして、渡辺委員も、ガイドラインについてもつときちつと早く示しておられました。

三十五条の職務発明のところを新旧対照表でよ

く見比べてみたんですけども、全てのものが、

法律の条文は大半が使用者側の方に気を使つた條

文ばかりで、ガイドラインのところで、三十五条

六項目で、経済産業大臣は、「産業構造審議会の意

見を聞いて、前項の規定により考慮すべき状況等

に関する事項について指針を定め、これを公表す

るものとする」と。相当の利益や何かが、使用者

も研究投資をする気になる、従業者も発明をして

いこうとする気を起こす、そういうことをガイド

ラインに委ねていますけれども、法律上は余り担

保されていないんです。これもまた、私は時代に

逆行していると思うんですね。

○山際副大臣 我々は、選挙でしよう有権者に判定を下

されでといふうになります。では今、研究者の

世界はどうなつてゐるかといふと、私は、かわい

そうだと思いますよ。任期つき採用といふのが

圧倒的に多いんですね。山際副大臣は御存じだと

思います。

任期内採用、四年とか五年で成果を上げて、

そしてまた採用。採用にならなかつたらほかの研

○山際副大臣 [委員長退席、富田委員長代理着席] 医学といふものが本当の意味での

究所に行けば、ほかの大学に行けといふんです。私は、こんなのじや、おちおち研究していられない。

四年以内に成果を絶対上げなくちゃいけない。一生懸命ユニークなことをやつても、さつき研究成果、研究環境とおっしゃいましたが、何をやつてあるんだかわからないけれども一生懸命やつてあるというのではなくて、わからぬい、こんな役にも立たない研究をぐうたらしている、おまえはだめだと採用されないというふうになつてしまつてゐるんですね。

払拭したと思いますが。

今、ほかの委員会では、労働者派遣法、労働者の流動性、自分に合った仕事を選んでいく、腕に自信のある人は次から次へ職場をかえていっていいんだと。そうすると、どうなるんですか。自信のある研究者こそ、そうするんじゃないですか。自分の研究が思い切りできるところを求めて職場をかわる。研究所をかわる。それを企業にと言つていたら、これも逆行していんじやないです。あつちでは、労働者の流動性、労働市場の流动性流動性と、それを高めるんだと。研究者の世界はもうそなつていてるんです。

僕は、あれはよくないと思いますけれども。一

つの研究をだつとやつていて、大器晩成じやないですけれども、三十五、六年、研究者として勤める。三十五年目にやつと成果がある、それまで何をやつていたのかわからぬ、そういう研究者でもつて実を結ぶという研究もあると思うんですね。

それを、何か研究者がこうやつて移るのを、その場所、いたところの会社のその研究、その研究成果がそのところにだけ帰属するということ。これら私は、減私奉公、終身雇用、家畜じやなくて社畜とか言われていた時代、そういうときだったらしいんですが、違う世の中になつてきているの

にもかかわらず、違つぶうにくのはおかしいよくな気がするんですね。

例えば、法律上どこに担保されているんですか。研究者、従業者の権利を擁護するようなものにはほとんど見受けられないんじゃないですか。

そこまでやらないと思いますけれども、安倍政権になつたら、審議会とかなんとかといふのを、片つ端から、これからやろうとするのに賛成するような人ばかり選んでいる。偏つた委員ばかり選んでいるんですね。労使関係の云々だったら、労働者側三人、経営者側三人、中立が三人とかいうふうになつてあるし、そういうふうに言わなくたつて大体そういうふうになつてあるのに、偏つた人たちばかりを小委員に小委員会が選んで、そしてやつたりしたら、このままいくと、産業構造審議会の小委員会ができて、小委員会にはどういう人が入るんですかと渡辺さんは優しく嫌みを言つていました。例えば中村修二教授を入れるんですけど。そういうふうにしてもらわなくちゃ私はいけないと思うんですけれども、なかなか法文上に担保しなくちゃいけない。どうなんですか。それで、どうやつて担保していくんですか。

〔富田委員長代理退席、委員長着席〕

○関大臣政務官 篠原委員の御質問、非常に難しいところだと思います。

法案の内容上からいきますと、そのガイドラインの策定を法定化するということの具体的な内容としましては、先ほども何度か出ていましたが、一つとすれば、インセンティブ基準策定のための従業者との協議、二つ目には、インセンティブ基準の従業者への開示、三つ目には、インセンティブを実際に付与する際の従業者への意見聴取等、適正な手続のあり方について明示することを想定して、従業者と企業が納得感があるように相当の力を確保するとなつておるわけなんです。

私も民間の企業で十七年近く働いてまいりましたけれども、そして、いろいろなところのシステム開発を担当してまいりました。その実感からしまして、みずからが社会人一年生として入つて、いろいろな先輩に怒られながらいろいろな知識を蓄えていき、そして、今まさにこのプロジェクトをやろうというときにも、同僚議員にいろいろアドバイスをいただき、それで何かができるとき

に、その何かの申請書自身を書いたのは私ですけれども、私の知識の中の成り立ちと過去の経緯を考えますに、では、これは私だけの本当に努力なのかと考えたときには、やはり会社で働いていたいろいろな方々の恩恵や研究させてもらった状況だと、その恩恵を全体的に受けているのは、これは確かに事実だと思います。

そういうふうな総合的な、会社の力があつてみずからが何かの発明ができたというところから考えますと、会社、企業側と従業者がしつかりと納得できるような打ち合わせをし、ガイドラインをつくり、そして、その中で、発明の帰属というのが企業に行き、ただし、それに対する個人の、まさにその一点だけを発明した人にはいわゆる相当の利益を与えるというのは、私は妥当だと考えております。

○篠原(孝)委員 私も一生懸命発明者や従業者の味方をするような立場から質問していますけれども、基本的な価値観としては、みんなのものだと思ふんです。思つんすけれども、今例でいいますと、移つた研究者が残したものでもつて、それで大功績で、そのものをちょっと変えてやつていつたらうまくいって、大きな発明ができる、特許をいっぱい取れて、企業も業績を上げてというふうになつた。だけれども、去つた、最初に口火を切つた研究者には何も行かないというようことが出てくるんだろうと思います。僕は、余りよ

くないので、両方うまくやつていつたらいんじやないかなという気がするんです。

そういう点では、特許を大事にしているアメリカです。TPPの中で今一番もめているのを、データの保護期間だとか、相当もめているはずですが、そうしたら、TPPが余りまとまらない。私はまとまらない方がいいと思つてゐるんですけど、仮に間違つてまとまつてしまつたりした

相変わらず情報開示しません、全然わからないんですね。

ああ、お札を言つておかなくちゃいけない。四月十五日にこの委員会で五十分間西村康稔内閣府副大臣にさんざんここで質問させていただいたおかげで、実現していなかだめなんですけれども、一応そういう姿勢を日本国政府の方も示しました。それについてはよかつたので、お札を申し上げておきたいと思います。

それで、アメリカとやつていて、あちらはもめているんですね。一番もめているのが知的財産の分野だと言われています。アメリカ対発展途上国ですけれども、だけれども、アメリカは、とつくに、TPPをなぜやつているか。レベル・プレーイング・フィールドとか言つていて、同じ条件のもとで競争していこうということで、特許のルールもなるべく一緒にどうふうにやつていられるわけです。だから、アメリカとマレーシア、ペトナムは、特許について相当価値観が違つと思ふ。

日本とアメリカも一緒にしておかなくちゃならない。先願主義とかなんとか、みんなちよつとずつ違つわけですけれども、そういう折、珍しくアメリカと日本は同じなわけです。同じ発明者主義になつてゐるのに、今なぜここでわざと違つて法人帰属主義にしている。

わかりませんよ、TPPのところでこうやってやつるうと言つていて、何言つてゐるんだ、アメリカのこつちの流儀に従わなくちゃいけない、そういうふうになつてゐる可能性もあるのです。

僕は知りませんよ。知りませんけれども、TPPの交渉の中で、知財問題も、特許の期間だとかデータの保護期間だとか、相当もめているはずですが、そうしたら、TPPが余りまとまらない。私はまとまらない方がいいと思つてゐるんですけど、仮に間違つてまとまつてしまつたりした

ルールにして、いろいろと、いろいろなTPPの精神からして、も、発明者主義にしておいた方がいいような気がするんです。僕はみんな、TPPのことを考えて、も、労働者の流動性、研究者の流動性のことを考えて、減私奉公、会社会社と言っていたのに、もしかかわらず、違う会社に転職したつていいんだといふうになつてきて、こういつた三つの点からして、時代に逆行するような改正だと思ふうですが、大臣、この点について、いかがでしようか。

○宮沢国務大臣 まず申し上げておかなければいけないことは、職務発明制度につきましては、国によつてそれぞれ異なるつておりまして、各国内で制度を共通化しようといふ動きは一切ございませんでした。

そして、アメリカについてお話を」ざいまし

た。

アメリカにおきましては、職務発明の特許を受ける権利は、まず従業者に帰属する制度でありますけれども、契約に基づきまして企業に帰属する実務となつております。そして、日本ともう一つ異なる点は、相当の対価、相当の利益というものを我が国は法定化しておりますけれども、アメリカにおいてはそういうものは法定化がされておりません。一方で、イギリス、フランス、中国といつた国では、初めから企業に帰属する制度としております。

したがつて、各国それぞれ制度は違つてますけれども、最初の帰属は異なるわけでありますけれども、最終的に職務発明の特許を受ける権利が企業に帰属するという実態は共通している、こういう状況でございます。

○篠原(孝)委員 大臣の答弁は真つて當だと思いますよ。それぞれ価値観が違うし、考え方が違うから何でもかんでもびしづと合わせる必要はないんです。僕はそれは大事だと思います。

だけれども、TPPは、強引にいろいろなところを全部合わせよう合わせよう。関税ゼロに。では、そんなどつたら、言つておきますけれど

も、みんなそれぞれの条件が違うから関税も認めないと。WTOだってみんな関税ゼロにしなくていいと言っているのに、何でTPPだけみんな関税ゼロにしなくちゃいけないんだ。そっちの方もちゃんとみんな各国事情があると主張していくべきだと思います。お願いしておきます。

表をちょっと見ていただきたいんですが、一枚紙ですけれども。ほとんど同じことを言つておるんですが、折れ線グラフの方を見てください。

「特許登録件数の推移」と「特許出願件数の推移」、説明を聞いたなんですかけれども、よくわからんんですけれども、出願件数と登録件数がないんですけれども、出願件数と登録件数がちょっと違うんですね。中国がぱあっと伸びていませんけれども、見ていただきたいんです。下の方の折れ線グラフの、特許出願件数が一番客觀性があるというんです。それが、日本だけが出願件数が減つているんですね。中国がぱあっと伸びて、アメリカもふえている。あと、欧州と韓国も少しづつふえている。日本だけが減つている。

そうしたら、経産省の担当者は、いやいや、そんなことを心配しなくてもいいです、上を見てくださいと。登録件数は減つていないんだ、日本は、ちゃんと効率を考えて、量より質を選択し始めたと。もつともらしい説明だと思います。だけれども、やはり、そうはいったって、減つているんですよ。

次の、裏側の棒グラフの方を見ていたいんですね。

これで、件数は、この場合、先ほど宮崎委員が言つていましたけれども中小企業のが少ない。三、十萬件ぐらいの一〇二%の三万二、三千件しか中小企業の特許出願件数がない。こつちは出願件数ですかれども、減つているんですよ。法人と個人等のと収入といふので、両方やると、二〇一四年は

一兆六千九百五十億円黒字になつてゐるんです。黒字の理由は、これはリーマン・ショックのとき、にちよつと赤字になつたぐらいで、大体黒字の傾向が続いていて、ふえてきてはいるんですけども、海外に企業展開をしていて、海外企業のなんだそうですよ。

そうすると、下で、業界によつてちょっと違つて、電気機器はマイナス三十二億、これもまた海外企業との関係があるんだそうですけれども、見かけ上は知財大国みたいになつてはいますけれども、実態は、海外企業との関係で、純然たる特許でもつて外国からちゃんと特許料をもらつてといふのが、やはり余りふえていないんです。そんなにふえていないということになる。これは、私は重大問題だと思うんですね。これは、本当に考えていただかなければいけないんじやないかと思います。

さつき中小企業についての質問がありましたので、中小企業を大事にということですけれども、さつき言いました絞り込んで量から質へ転換したからいいんだとか言つてはいかがですか。一番の理由は何だというふうに考えておられるですか。大臣、この点についてはいかがですか。

○宮澤国務大臣 まず、事実関係をお話しさせていただきますと、知財の国際收支 자체は、これは国際收支統計ですけれども、二〇〇六年が五千三百五十九億円のプラス、その後、七千億、七千億と来て、二〇〇九年に、リーマンの結果だと思いますけれども、四千五百億くらいのプラスに落ちておりますが、その後、順調に伸びて、二〇一三年では一兆三千四百二十三億までふえてきております。

そして、おつしやるよう、企業内取引を除いたものはどうかということになりますと、企業内取引については、これは総務省の科学技術統計に出ておりますけれども、二〇〇六年はわずか五十一億円のプラスでありましたけれども、その後、二〇〇七年は六百億円、二〇〇八年、九年は千四百、千二百、二〇一〇年がプラス二千七百億、二

〇一一年、一二年が三千七百億、三千六百億円のプラスで、二〇一三年には六千三百三十三億円ということで、実は、企業内取引を除いた知財の国際収支というのは、このところ、もう格段にふえてきております。

特に企業内取引だけでいえば、二〇〇六年の五十一億から二〇一三年の六千三百三十三億円に、相当な倍率でふえてるというのが現状でござります。

○篠原(孝)委員 僕が資料要求したときにちゃんとと言えぱいいのに。僕へは言わなくて慌てっこいで出す。いや、それだつたらいいです、そういうふうにちやんとふやしていつていらんんだつたら。

やはり頭で勝負というのも大事だと思いますよ。僕は、本当は汗水垂らして働くというのが基本であるんですけども、ただ、そればかりじゃなくて、ちゃんと頭を働かせてお金もうけしていくのもこれは大事なことだと思うんです。

ですから、特許について、ちょっとこれは私の意見を聞いていただきたいんですけどれども、このことを考へるときに、特許なんて昔はなかつたわけです。私がずっと携わっている農業の世界でいうと、聞かれたことも余りないと思う、隣百姓といふんです。この意味がわかる方はおられますが、隣百姓。わからないですね。隣の百姓、いい百姓のまねをしてやるというんです。それで、枝を一つ折つてもらつて、いい枝だからこの枝がいい、このリンゴがいつもより一週間早く赤くなつてでつかなくなつていくからと、その枝をくれといつて折つっていくといふんです。いい種をもらつていつて、ぱつと広まつていくんですよ。特許とかそんな考えはないんですね。

農業の世界では、先進地視察、システムを全部見せて、はい、もう俺たちがやつてゐるから見てくださいと。こういう世界があつていいんだろうと思うんです。うまいこといつていたらみんなうまくやりましょうと。それをやつた人がいるんです。

これが一番に挙がっていまして、研究者が考へてゐる非金銭と社長が考へている非金銭がかなり違う可能性があると私は思います。

これをしっかりと法改正したときにやらなければ、かなり食い違つて、また訴訟などが起ころう。

法改正した意味がなくなつてしましますので、ぜひここは留意しなきゃいけない問題だと思いますが、その点はいかがですか。

○伊藤政府参考人 条文上も「経済上の利益」ということでござりますので、単なる賞状とかそういうもので、と名譽みたいなことなのでこの対象には含まれないと思いますが、それに付隨して何らかの経済的なものを付与するといふことがありますればこの対象になつてくると思います。

○伊藤政府参考人 いざいな点ですが起きないように十分従業者と企業との間で協議をするスキーム、これが大事だと思っておりますので、ガイドラインでしっかりと位置づけたいと思います。

○落合委員 そのガイドラインというのがやはりどうしても、そこ食い違つて起きると思います。研究者にはしっかりとインセンティブを与えて、企業側には訴訟リスクを減らしていくために、両者が要であるとひつぶつうに思います。

これは、今まででは発明した人に帰属していた特許の権利が社長さんですとか使用者にも今回の法改正で与えられることになりますので、下手をすると使用者の力を過度に強めることになつてしまつ。先ほどからあるように、しっかりと優秀な研究者の国外流出も考えられる問題だと思います。

一製品当たりに使う特許技術の数が劇的にふえた、これは確かですが、例えば、青色発光ダイオードのように、あれがなかつたら今のカラーリングといふものがないというような、同じ特許でもホーミラン級の特許、社会にブレークスルーを生むような発明もあるわけですので、こういつた質の高い特許はしっかりと研究者の利益を保護することが重要であるとひつぶつうに思います。

この三十五条に定められているガイドライン、相違の利益をお互いが話し合つて決定するためのガイドライン、これは実際には法的拘束力がないわけですが、これは法的拘束力がなくて大丈夫でしょうか。

○宮沢国務大臣 相当の利益については、これは基本的に、会社側と研究者がなり労働者側、従業員側とで話合つてその中身を決めていただかなければいけないわけありますけれども、今回、まさにその決め方につきましてガイドラインを発出するということを法律で規定させていただいております。

中身は基本的には会社と研究者が決めるけれども、しっかりとしたデュープロセスといったものをとつてほしい、そしてそのデュープロセスをガイドラインとして示していく、こういう構成になつております。

相当な利益の決め方がどこまで具体的に決まつているか云々というようなことがそれぞれ今後会社と研究者の間で決まつていくと思われますので、本当にきつちり決まつていれば、算定の式まで決まつていれば、恐らく訴訟といったものは起らないわけですねけれども、その解釈において、いろいろそれぞれの解釈が違つて訴訟が起ること

いうことは、この改正法が通つても起つて得ることだらうと思います。

ただし、その場合に、やはり、そこに至るまでの、まさにガイドラインに沿つたプロセスを経ているのか経ていないのかといふことは、裁判の過

程でかなり大きな考慮の要素になると思っておりまして、それを経てない場合にはやはり相当な訴訟上のマイナスを持つ、こうしたことにならうかと思います。

○落合委員 従業者と使用者の職務発明規程は、統計では中小企業の八割がつくつてないといふことです。これから日本経済をベンチャーがもつと出てきて引っ張つていかなければなりませんし、今まで日本経済を支えてきたのも中小企業でござります。

大企業でしたら弁護士や弁理士も雇えますが、中小企業となると難しい。そこで、こういった点で、中小企業のこういった策定のバックアップというのはどういう形でされていますでしょうか。

○諸岡政府参考人 発明者のインセンティブを確保する観点からも、職務発明規程などを十分に整備できていない中小企業あるいはベンチャーに対しまして、規程の整備を含め、職務発明制度の定着を図ることが重要な課題であるという認識をしてございます。

今回の改正に当たりまして、法案が成立した曉には、各地の商工会議所などで説明会を開催し、中小企業や中小企業支援者に対しまして、職務発明規程の中小企業の經營に与える重要性に関する意識啓発を強化するとともに、各都道府県にござります知財総合支援窓口を通じまして全国各地への専門家派遣等を行つことによりまして、中小企業からの相談対応、また専門家による職務発明規程整備に関する支援を地域レベル、全国レベルで強化し、中小企業に対します普及啓発や支援を積極的に進めたいと思っております。

○落合委員 今出てきました知財総合支援窓口、これは、調べてみましたら、二〇一三年の一年だけでも支援件数が十四万八千七百七十件、これはかなり大きい数字だと思います。これはかなり意義があると思いますので、ぜひこういうものを改善して、どんどん広げていつただければと思います。

○落合委員 先ほどの知財総合支援窓口に一年間で十四万八千件も相談が来ている中で、やはり、こういう知財を担保にした融資というのが全国で五十一件しかないと、いうのはほとんどまだ進んでいないといふことですので、私もこれについては注視をしていきたいと思っています。

では、残りの時間で特別会計についてお伺いします。

特許廳に関する予算是、主に特許特別会計で賄われています。ここ十年以上特別会計が見直され

ている中で、この特許特別会計だけは残つてしまつた。この残つた理由は何でしょうか。

○山際副大臣 事実関係から述べさせていただきたいと思います。

特許特別会計は、受益と負担の関係を明確にし

○諸岡政府参考人 中小企業が持つています知財を活用した融資等を拡大することは重要でございまして、地域の金融機関から中小企業に対し知財活用融資を拡大していくことは、地域の活性化にも貢献するものと思っています。

中小企業の知財を評価する、いわゆる知財ビジネス評価書を活用した融資につきましては、委員御指摘の千葉銀行や、大分県の豊和銀行、また、兵庫県の産業活性化センターによる支援といつた、一部の金融機関等によって先進的に取り組みが行われているところでございます。

このような取り組みを全国的に広げていくことが重要であると思っておりまして、特許庁におきましては、二十六年度から試行的に知財ビジネス評価書の作成支援をしております。二十二の金融機関に五十一の評価書を提供し、具体的な融資につながつたという例も聞いてございます。

二十七年度におきましては、知財ビジネス評価書の作成支援を本格的に実施するとともに、これまでの実績を広く金融機関や中小企業に普及するということで、知財金融シンポジウムの開催等の包括的な取り組みを通じ、知財を活用した融資のより一層の拡大につなげていきたいと思っております。

二十七年度におきましては、知財ビジネス評価書の作成支援を本格的に実施するとともに、これまでの実績を広く金融機関や中小企業に普及するといふことで、知財金融シンポジウムの開催等の包括的な取り組みを通じ、知財を活用した融資のより一層の拡大につなげていきたいと思っております。

二十七年度におきましては、知財ビジネス評価書の作成支援を本格的に実施するとともに、これまでの実績を広く金融機関や中小企業に普及するといふことで、知財金融シンポジウムの開催等の包括的な取り組みを通じ、知財を活用した融資のより一層の拡大につなげていきたいと思っております。

二十七年度におきましては、知財ビジネス評価書の作成支援を本格的に実施するとともに、これまでの実績を広く金融機関や中小企業に普及するといふことで、知財金融シンポジウムの開催等の包括的な取り組みを通じ、知財を活用した融資のより一層の拡大につなげていきたいと思っております。

二十七年度におきましては、知財ビジネス評価書の作成支援を本格的に実施するとともに、これまでの実績を広く金融機関や中小企業に普及するといふことで、知財金融シンポジウムの開催等の包括的な取り組みを通じ、知財を活用した融資のより一層の拡大につなげていきたいと思っております。

二十七年度におきましては、知財ビジネス評価書の作成支援を本格的に実施するとともに、これまでの実績を広く金融機関や中小企業に普及するといふことで、知財金融シンポジウムの開催等の包括的な取り組みを通じ、知財を活用した融資のより一層の拡大につなげていきたいと思っております。

つつ、増大する事務に適切に対処するために、昭和五十九年に創設された特別会計でありまして、創設以来、制度利用者から納付いたいた料金を原資といたしまして、一般会計に依存することなく、独立採算で運営されているものでござります。

こういう流れも受けまして、特会改革の議論におきましても、平成十七年の財政制度等審議会の報告書において、「受益と負担の関係を明確にしつつ、技術革新に併せて不斷に特許事務が高度化される体制を構築し、財源としての手数料等の適切な改定を行っていくことは引き続き重要であり、区分経理には妥当性がある」とされたほか、平成十七年に閣議決定された行政改革の重要方針、平成十八年に施行されました行政改革推進法におきましても、その予算特性や政策的見地に鑑みまして存続の方針が位置づけられるなど、これまでの特会改革の議論におきましても、現行制度を維持する方針が示されてきたところでござります。

経済産業省といたしましては、知的財産政策をめぐる国内外の環境変化に柔軟に対応し、行政サービスの充実を図るとともに、将来にわたり安価の基礎となります特許特別会計を維持していくことは重要と考えております。業務効率化や利用者の負担軽減に配慮しつつ、引き続き適切な特会運営に努めてまいりたいと思います。

○落合委員 独立採算で、歳入歳出を調べてみますと、この特別会計は基本黒字です。黒字をどういうふうに使うかですが、今回の法改正でも、特許料を下げる負担を少なくさせると、もう一つ考えられるのは、いろいろな投資に回していくといふことも選択肢だと思います。

材の国際標準化といふものを実現いたしまして、こういう国際標準をとることによって、日本の高機能の鉄鋼の国際競争力といふものが確保されているというふうに認識しております。

もう一つ申し上げます。工作機械でございますけれども、御案内とのおり、工作機械も、全体でいうと日本はシェアが三割から二割、さらに高機能のはよりたくさんシェアをとつてゐるわけでござりますけれども、これにつきましても、機械の精度あるいは通信に関する作業グループの座長を日本が務めまして、例えばマシニングセンターの計測精度の測定方法ですとか、そういうものの国際標準化を実現いたしまして、市場シェアを確保する基盤となつてゐるといふことでございます。

このほか、省エネ分野でいうと、エアコン、それから燃料電池、そういうものにつけて同様の取り組みをしているところでございます。
○鈴木(義)委員 ありがとうござります。ぜひ後で資料をいただければ、よく読ませていただきたいと思います。

ところが、これがまた標準技術を推進し過ぎちゃうと、米国では、特許不実施主体による特許権行使のあり方とか、標準技術として採用された特許に基づいて特許権に格段に下がるというよう差しとめを認めるべきかどうか、これが今議論されてゐるんだそうです。標準技術と特許とのバランスに関する対応策がアメリカでは議論されているということなんですねけれども、日本ではほとんど聞いたことがないんです。何でなのかといつたら、特許権者が侵訴訟を起こす割合が極端に低くて、標準化しろと言ひながらも、いや、俺の特許だといふふうに言わないところで、議論がなさないんですね。これは私が言つているんじやなくて、ここに書いてあるんだよ。

ですから、今相反したこと御質問しているんですけれども、国際標準を日本がリーダーシップを持つてやつていろいろとする中で、今回の特許法の改正の位置づけとか知財の位置づけが、どこに

どういふふうにしていくのがどうのがやはり日本の国家戦略の位置づけできちつとしていること、今みたいなことが今後起り得るということですね。

例えば、これは例示で挙がつています。医薬品などの一部の技術分野では、インドなど、薬価が上昇して適切な医療を受けられないということを行つてゐるわけです。

幾らすごい特許を日本の製薬会社が持つていて、先ほどのエイズの話じゃありませんけれども、それを実施してもらわうインドならインド、東南アジアなら東南アジアのどこの国の製薬会社のOEMでつくれるものがあつたとしても、ロイヤリティーが高過ぎて使えないといった場合に、国が強制的にあんたがやれといふふうになつたときに、ロイヤリティーは格段に下がるということなんです。だから、このところは難しいと思うんですね、知財の位置づけと国際標準の位置づけ。

さらに、中国では、日本でも一時期奨励しているということもないんですけれども、日本ではほとんど聞いたことがないんです。何でなのかといつたら、特許権者が侵訴訟を起こす割合が極端に出した時期があつたんです。

ですから、そういう国と今後訴訟にならざるを得ないんじやないかといふふうに言つてゐるんですけれども、国としての企業防衛策をどう考えているか、お尋ねしたいと思います。

○堂ノ上政府参考人 今御指摘いただきましたとおり、海外におきまして知的財産に関する企業を取り巻く諸課題が存在していることは事実でございます。一方で、我が国の企業の事業活動はますますグローバル化しております。これらの諸課題にはまず企業がみずから取り組んでいくことが必要でございますけれども、これに対する政府と

しても可能な限り支援をしていくことが重要だと考へております。

具体的には、中国、インドなどの諸外国におきましては、我が企業が知的財産に関する情報交換グループを組織して、知的財産に関する問題の情報収集、それから、これに対する取り組みについて議論する活動を実施しております。これに対して、特許庁といたしましても、各国の情報の収集、ジエトロなどを通じてこれを提供することなどによつて活動を支援しているところでございま

す。

一方、今御提起いただきました中国の無審査の権利に対して我が国が防衛をするというツールの提供といたしまして、本年一月から、中国における膨大な特許、実用新案の権利情報を容易に日本語で検索できるシステムを提供開始したわけでございます。

加えまして、中小企業に対しましては、海外における知財に関する情報提供、知的財産の活用等について助言を行う知的財産専門人材の派遣を行つてゐるほか、海外での権利化のための外国出願費用の補助、それから二十七年度からは、外国企業から訴えられた場合の訴訟費用等の一部を補助する支援を開始したところでござります。

引き続き、日本企業による海外進出の支援に取り組んでまいる所存でございます。

○鈴木(義)委員 ありがとうござります。ぜひ力強く御支援をいただきたいと思います。

先ほども少し議論のありましたオープンとクローズ戦略の話なんですねけれども、結局、今の流れは、特許を出さない方向に少しずつなりつつあるという話です。

大手のメーカーさんの話を聞きますと、基本特許になるものはオープンにしないんだそうですね。クローズして周辺特許の応用のところだけを特許化して、二十年でカバーしていきましょうというやり方を戦略としてとられる。そうしますと、大手さんはそれができるんですけれども、中手、小手、中小零細はそれができないんです。だから、ないんだろうと思つております。

二十年しか保護してくれない知財になつてしまふんですね。

ですから、逆に、これは営業秘密でクローズしておいた方がいいですよ、オープンにした方がいいんですよというのを誰がアドバイスするのかといふことなんですね。

今までの特許庁のやり方、というのは、実用新案も、出したら、では、受理して、わかりました、いんすよというのを誰がアドバイスするのかといふことなんですね。

今までの特許庁のやり方は、実用新案受け付けます、特許をとりあえず申請して、一年半たつたら、どうぞ、審査請求してくださいよと。相手が言つてこない限りはただ受け放しながら出したら、では、受理して、わかりました、いんすよといふことを誰がアドバイスするのかといふことなんですね。

そういうやり方を今後もどんどんとつていこうとすると、何を営業秘密にしていくのか、秘匿化するのか、それとも知財としてきちっと外に出していった方が防衛できるのか。例えば、こういうものは誰が見てもつくればどうだつたら、これは特許を取つた方がいいわけです。でも、この中に何が入つてゐるかわからないような飲み物で、おいしくないといったらオーブンにする必要はないですね。それがアメリカのコカ・コーラのやり方です。

そこを、特許庁か、もしくは経産なのか、文科なんかわかりませんけれども、どこかできちつと元化、知財を集約させるようなことをして、そこで判断をしてあげないと、これからは、人口減少がこれからももっと厳しくなつていく中で、知財を高めて日本の優位性を上げていこうといふうに考えたときには、役所も、ばらばらでやつて、ただ受け付けて、はい、どうですかといふことじゃなくて、やはり戦略的にやつていく時代に入ってきたと思うんですけれども、その辺のお考え方を、副大臣、よろしくお願ひします。

○山際副大臣 これは企業戦略そのものですよね。ですから、企業が開発をする製品ないしはサービスの中で、どこの部分をオープンにして、どこの部分をクローズにするかということまで、

公の立場でそれを制度化していくといふことでは

一方で、今回は、特許という形でオープンにして、た場合に、発明者の権利をどのように確保していくか、そして企業の権利をどのように確保していくかということについて明確化するという法改正でございます。

一方で、今委員御指摘のあつたクローズにする部分、秘匿化される部分に関しましても、きちんとこれは発明者の権利といふものが利益を受けられるような、そういう形にしていかなくてはいけないということで、企業が特許を受ける権利を取得した場合には、発明者は、特許出願される場合と同様に、秘匿された場合でも、各企業の職務発明規程に基づいて、発明者に相当の利益が与えられるよう、そういう制度にしてまいります。

○鈴木(義)委員 質問する前に答えられちゃったので、困ったなと思つたんです。

実は、特許庁にお尋ねしたら、もうこういうパンフレットができるんだそうですね。ただ、これがどれだけの中小、大手さんはいいんですか、何千人も何万人もいるんだから、それは自分たちでやりますよ。ただ、中小零細で限られた人数の中で、これはおもしろいものができたんだといったときに、それは秘匿化した方がいいのか、それともオープンにした方がいいのかという判断が、どこに相談すればいいのかがよくわからない。だから、そのところは今後もう少し啓蒙啓發するなり、中小を対象にして何かをしてくれと、個人であつたり、特に大学の先生とか、企業の研究所でないところに勤めている人たちに対してどうサポートしていくかというのは今後の課題になつていくと思いますので、ぜひ御支援をいただければと思います。

それと、もう一つ、もう時間がないんですけれども、そもそも、特許を取つて二十年、物によつては二十五年までカバーしてくれるんですけども、最近の製品の寿命が一・五年だという、社会に出で、それが社会で売れて製品として使つても

らう年数が一・五年だというんです、物によつてですけれども。昔は、一回特許を取れば一生食いつばぐれがないぐらい。今回の法改正で、従業員にロイヤリティーをどのくらいやるのか、会社に帰属するのかというのはいいとしても、製品をつくつたものが結局一年半とか二年ぐらいしか売れないのだそうです。また次に新しい商品をつくつていかないと、お客様が買つてくれない時代なんだ。

そんな中で、特許だけは二十年保護したとしても、絵に描いた餅になつちゃつたものは誰も使わないのでですよ。ましてや、オープンにしますから、製造方法だと、物によつて。あと、請求項目を細かく見て、いけば、何がどうなつてあるのか、データまで開示をして、それでまねすることはないとしても、ただ、そこからつくつたものがサイトが短いという話になると、そもそも特許を出す意味があるかどうかというところになつていつてしまつと思うんです。

それについて、今回も少し、申請の手数料などを、あと私の前任の落合議員が質問したように、特別会計で確かに黒字だからいいじゃないかといふんですけれども、それだったら、国家戦略の位

置づけだつたら、ちょっとと外国の企業さんとか個人の方には申しわけないんですけども、国内の産業を振興させるという意味で、もつと余つた分だけ下げちゃつたつていんじゃないかなと思うんです。

なつかつ、年金の払い方は、一年増すことになりますが、たてばつほどロイヤリティーがたくさん入つてくるだろうという考え方で、年金の額を年数に応じて上げてきたんです。でも、今申し上げたように、商品としてのサイトが短いんだけど、年金ばかり上げられて、まあ、そこで切つちやつてもうあとは放棄すれば別にどうつてことないんですけども、その辺のことをもう一度考

ふければと思います。

次に、そもそも、特許や実用新案、商標権も含めてなんですけれども、その件数がいつも話題にならうところをどう支援するかというのは、いくつも重要な課題だと思つております。

今般、法改正の中で盛り込んでおります料金の引き下げについて、これは全ての利用者に対し一律に一〇%引き下げるということでありますけれども、中小企業はもちろん含まれまして、それが減ることで、利用を拡大したいと思っておりま

す。何件出願して、どれだけ権利が取得できたか。その件数よりも、実際に使われているか使われていないかのカウントをどうするかということが、それと、使つて、確かに防衛的な特許を出すというやり方もあるでしょう。わざと使わせないための特許。でも、自分のところで使う特許もあると思うんですね。

それがどれだけの知財としての金額にカウントできるのか、資料をひっくり返して見ても、ほとんど金額が出てこない。大学のランギングがあつたときに、どれだけの特許を出願しているか、どれだけの件数の特許権を持つてあるかというのはランギングで出てくる、なおかつ、どれだけのロイヤリティーをもらつてあるかというのはランギングで出てくるんですけども、本来だつたら最後の金額のところが一番大事なのにもかかわらず、申請の件数だけなんです。申請してそれが生きているか生きていなかというのは、誰も議論にしない。

今回の、我が国の中の技術貿易収支、黒字の拡大とさまざまに出願に対する支援といったようなことも予算を増強してきておりまして、二十七年度につきましては、昨年度と比べて二十一億円ふやして、約六十五億円を中小企業の支援という形で特許特会から支援しております。

まだまだ不十分な部分があると思いますので、この辺の支援をさらに強化していきたいというふうに思つております。

○鈴木(義)委員 ありがとうございます。

次に、そもそも、特許や実用新案、商標権も含めてなんですけれども、その件数がいつも話題になるんですね。先ほどもちょっと出たと思うんで

ける権利を与えてはいるところが、どうやらあります。

思うんですね。

○藤野委員 これは、三項が適用されて、いわゆる原始使用者所属になる場合でも四項はしっかりと生きているということだと思います。

特許庁にお聞きしたいと思うんですけれども、ガイドラインというのが先ほど来話になつておりますけれども、これはお話にあるように手続に關

するものだといふことで、要は私の関心として
は、相当の利益、いろいろあるんだだけれども、金
銭換算などをした場合に、結局、現行水準を下回
らない、これが大事だと思うんですが、それを下
回らないようにする担保、先ほども担保といふ言
葉がありましたけれども、担保といふものが今法
案にはあるんでしようか。

〔委員長退席、鈴木淳委員長代理着席〕
○伊藤政府参考人 ガイドラインにおいては、相
当の利益の内容を決定するための基準の策定に際
して従業者との協議を行う、あるいは従業者に對
する基準を開示する、あるいは日当の利益の内容

の決定について従業者からの意見の聴取を行うといつたようなどとに関して適正な手続のあり方を定めるものでございまして、いわばそういう手順についてのガイドラインとなるところでございまます。

したがつて、企業がガイドラインに従つて手続を行う場合には、従業者が、基準の策定時だけではなくて、当該基準に基づいて相当の利益の内容が具体的に決定される場合、個別に決定される場合にもその意見を反映するということが可能であ

りまして、金銭的な水準についても従業者の意見が反映されるとこう仕組みになつてゐるところふうに理解してござります。
○藤野委員 でも、それはあくまで手続なんですね。

結局、担保する規定があるかという言葉については、それは担保する規定はないというお答えだと理解しております。担保するものがないということは、結局、相当の利益が合理的か不合理かと

思うんですね。

結局、ガイドラインの手続をしつかり踏みました、全部やりましたという場合でも争いは起きた。そういう場合に、発明者というのは裁判所の判断を求めるができると思うんですけれども、つまり、ガイドラインというのは、訴訟を抑制するとかあるいは裁判所を拘束するとか、そういうものじゃないんですね。

○伊藤政府参考人 ガイドラインの性格でございますけれども、先ほど申し上げました、従業者と使用者との間での手続のあり方を定めるものであります。

ガイドラインに規定された手続を通じて企業と従業者双方の意見がそれぞれ反映されるという形になりますので、双方にとって相当の利益に關する納得感が高まるという意味で、相当の利益に關する予測可能性が高まるということだと思います。

したがって、企業ガイドラインに従つて相当の利益を従業者に与える場合に、通常は、紛争が裁判所に持ち込まれる可能性はこれによつてかなり低くなると思つております。

しかしながら、例えば、企業が、形式的にはガイドラインに従つているように見えて、実質的な協議とかあるいは意見の聴取を全くしていないといったような場合には、特許法三十五条五項で不合理と判断されることになりますので、従業者は与えられるべき相当の利益について裁判所の判断を求ることは可能であるというふうに考えております。

○伊藤野委員 もう一点、簡潔にお願いしたいんですけど、結局、このガイドラインというのは事実上の拘束力しかない、法的な拘束力はない。当たり前のことですけれども、よろしいですか。端的に。

○伊藤政府参考人 私ども、法的な拘束力といふものは法律上位置づけられておりませんけれども、裁判所の判断において重視されるものであるというふうに考えております。

と申し上げるのは、十年前の改正においてもこの手続の規定が定められたわけでもありますけれども、その後の裁判の判例の中で、手順を重視して、その手順において一定の合理性が認められるという場合には不合理と判断されないというような見解が述べられておりますので、そういったことを踏まえれば、このガイドラインの制定によりまして、その部分がより強化されるというふうに考えておるところでございます。

○藤野委員 事実上の拘束力はどうかだけ、もう一度お願ひします。

○伊藤政府参考人 実質的な効果があるということでおざいまして、法律上、裁判を拘束するような規定にはなっていないということでございます。

者側はお一人で、企業は、中小企業を含めますと五名も入っている。経営者ですね。ですから、あとは学識経験者とかいろいろありますけれども、こういうメンバーでやっていたら、やはり労働者の声というものは反映されないとふうに思っています。

そして、ちょっとときようは審議会そのものの展開についても御紹介したいと思いまして、資料をお配りさせていただいているんです。

実は、この委員会非常におもしろいといえどか、奇妙な経過をたどっていると思うんですね。といいますのは、配付資料一を見ていただきますと、これは、特許制度小委員会が一〇一四年三月から議論を始めまして、一回目から六回目まで議論をされて、それを受けて七回目に出了された、日付としては六月十八日の資料なんです。

これまでの議論の整理ということで、よくやる中間整理みたいなものなんですが、要するに、い

〔鈴木（淳）委員長代理退席、委員長着席〕
○藤野委員 効果という言葉を繰り返されるんで
すけれども、その効果というのがくせ者で、ガイ
ドラインに定めればいいんだと書いてありますけ
れども、先ほど紹介された特許小委員会の報告書
を見ますと、「政府は、ガイドラインの策定にあ
たっては、研究活動に対するインセンティブにつ
いて民間における創意工夫が發揮されるよう、民
間の自主性を尊重するもの」こう書いてあるわけ
ですね。要するに、ガイドラインをつくるときに
は民間の自主性を尊重しろと。
今、この大前提として、やはり、発明者と企業
というのには大きな力の圧倒的な差がある。この
状態を放置したまま民間の自主性ということにし
てしまつたら、これはやはりとんでもない効果が
生まれると思うんですね。
ですから、効果というのであれば、ガイドライ
ンをつくるというのであれば、現行水準を下回ら
ないような、しっかりとそこを担保できるような効
果をこのガイドラインによつてつくるべきだとい
うことを強く指摘しておきたいと思うんです。
そのためにも、先ほど来御指摘ありますよう
に、ガイドラインをつくるメンバーですね。今、
特許小委員会の議論を見ていくと、たしか労働

者側はお一人で、企業は、中小企業を含めますと五名も入っている。経営者ですね。ですから、あとは学識経験者とかいろいろありますけれども、こういうふうなメンバーでやつていたら、やはり労働者の声というものは反映されないと、うふうに思いましたので、そこはしっかりとやつていただきたいと思います。

そして、ちょっとときようは審議会そのものの展開についても御紹介したいと思います。資料をお配りさせていただいているんです。

実は、この委員会、非常におもしろいというか、奇妙な経過をたどつていると思うんです。といいますのは、配付資料一を見ていただきますと、これは、特許制度小委員会が二〇一四年三月から議論を始めまして、一回目から六回目まで議論をされて、それを受けて七回目に出された、日付としては六月十八日の資料なんですね。

これまでの議論の整理ということで、よくやる中間整理みたいなものなんですが、要するに、これまでの議論の整理ですから、これまでの議論の到達点をまとめたものだということなんですね。

黄色いところを見ていただきますと、右の方ですね、ちょっと字が小さくて恐縮ですけれども、「今後の検討の方向性」ということで、仮に一定の場合に使用者帰属を認めるとしても、全ての使用者等について一律に従業者帰属を使用者帰属を変更する必要があると認められるほどの事情の変更が、平成十六年以降に生じているとまでは説明されていないのではないかと。これは別に事務局の方針でもありませんし、一つのまとめでしようからあれですけれども、ただ、要するに、事情変更が認められていない、説明されていない、こういうことをはつきり言つておられます。

その辺の医療費が少ししたたりなかつた
いうことなんですね。ですから、抜本的に原則論
を変えるところまでは説明されていないのではないか
とか、こういう認識のもとにこういふまとめがさ
れたといふうに説明をされております。

その上で、当時の室長ですけれども、配付資料の二の方へ行つていただきますと、こういう認識を語られているんですね。「五回目から六回目の間には私ども法制的な検討を随分進みました。その過程の中で、やはり現行法が従業員帰属となつていることの重みを私どもとして十分に理解しました」。こういう発言であります。重みということことで、なかなか名言だと思うんですけれども、当時、非常に重要な認識に到達していたと私は思うんですね。

経産大臣にこれをお聞きしたいんですねけれども、そういう意味では、一回から六回をやってこうなって、従業員帰属を変える。要するに、事情が変更、立法事実がない、説明されていない、原則は重みがあるというふうになつていていたわけですが、最終的には使用者帰属になつた。がらつと麥わつていくわけですが、不自然だというふうには感じられませんか。

したわけですけれども、ここに至る議論をつまびらかに存じ上げておるわけではありませんけれども、今回の法改正においては、契約とか職務発明規程といったものに定められていれば、従業員ではなく会社側に権利が帰属するということでありまして、その裏返しとして、そういうものが定めていなければ従業員に帰属するという、もともとの法律と同じことになつてくる。そして、中小企業とかまた大学といったところから、やはり自分自身に帰属するよりは従業員に帰属する道を残しておいてほしむといふような議論があつたといふうに私は聞いておりますので、そういうことがここに書かれているのかなと思つて聞いておりま

として珍しいといいますか、不思議な経過だと思ふんです。
もう少しだけ紹介させていただきますと、この中間取りまとめといいますかこれまでの整理としては、うものが出来た後に開かれた審議会を読みますと、いわゆる企業が、先ほど言った五名の方から驚きの声、ちょっとと紹介しますと、五回目から六回目にがらっと変わったという印象を我々は受けている、非常に奇異に感じるといいますか、「」、ころと方向が変わっているとか、こういう感じなんですね。びっくりさせている。要するに、今までの議論と違うじゃないかというような感じの議論がこれを出されたときにやられているわけです。
しかし同時に、この整理が六月十八日に出されているんですねが、この後、定例なのか何なのか、人事異動があつて制度室長がかわりまして、その次に開かれるのは六月からちよつと飛んで九月になるわけですから、九月には、また全然、もとどおりといいますか、いわゆる従業員帰属ではなくて会社帰属の案が事務局のこれまたオブシヨンとして出されるという経過をたどるんです。
そのときには、今度は経営者側じゃなくて労働者側がこういう言い方をしているんですね。前回、この小委員会で確認した内容、つまりこれでですね、前回、この小委員会で確認した内容と全く違う方向だ、一定の場合という制度設計を明らかに否定するものだ、こういう認識なんです。
ですから、あくまで事務局が出した案なんでしょうけれども、それをめぐって委員が、メンバーが、ごろつと変わったとか、がらっと変わったとか、前回と全く違うとか、こういう議論をしているということ自体が、やはり私は非常にまだ議論が足りていないし、おかしいと思うんですね、それまでの認識をがらっと変えていくわけですから。
産業界の意向という指摘が先ほどからあると思うんです。しかし、私は、それ以上に大きいのは、やはり安倍政権の姿勢だというふうに思うんですね、それまでの認識をがらっと変えていくわけですか。

○藤野委員　いや、全体を読めば読むほど不自然なんです。ですから、そういう意味で紹介したんですけども、やはり私、これは特許制度そのものにかかる問題じやないのかなと思います。
といいますのは、先ほど紹介されておりましたけれども、私も重要なだなと思うのは、すぐれた職務発明というのは、会社の経営者と社員が目的を共有し、協働するときに生み出すことができるという、これは私もそういう認識でいるわけです。
しかし、こういうやり方で、ある意味、議論もなぎ倒すようなやり方で、発明者の方は納得できるのか、従業員はこれで納得できるのかということなんですね。本当の意味での共有や協働というのを今回の法案は潰してしまった可能性があるんじやないかというふうに思うんです。
発明者とそして企業、両者のバランスを絶妙にとつていたのが三十五条だと思いまして、〇四年の改正で、ある意味、そこに改善といいますか、一定のモディファイも加えてきたということだと思ふんですが、そのバランスを今回は一気に企業側に寄せてしまうんじやないかというふうに感じるのであります。
そういう意味で、こうした法案の中身や、あるいはプロセス、これではやはり社員の納得が得られないし、先ほど紹介した協働による職務発明の発展、すぐれた職務発明というものについてはマニアスの方向なんじやないかと思うんですが、この点については、大臣、どう思われますか。
○宮沢国務大臣　先ほどから、これまでの職務発明に対する相当な対価、相当な利益のレベル以上のものを云々、こういうお話を時々御質問の中でお出おりましたけれども、そもそも、対価であり、利益であり、それぞれの会社ごとに恐らく相当違っているんだろうと思うんですね。それを今までの水準以上のものといつても、なかなか正直難しい話をされてるなと思つて聞いています。

した。

今回の改正は、まさにガイドラインにすぎないところを定めることによって、まさに相当な利益を決めるプロセスといったものをしっかりとガイドラインという形で明示をして、従業員の声をちゃんと聞けといふようなことを書くことによって、まさに相当な利益が合理的になるような方向の制度を入れる。

これがガイドラインにすぎないとおっしゃれば、そのとおりでありますけれども、ここで書くことによって、間違いなく幾つかの訴訟は今後も起ころてくる、その過程において、このガイドラインのとおりにやっていたのかどうか、これ以上のことをやっていたのか、ともかくこのガイドラインに問題のないプロセスを経たのかどうかというのでは、恐らく法廷における判断の大変大きな要素になるといった意味では大きなものだと思つておりまして、相当な利益、相当な対価といつたものが研究者にもたらされるための契機になる法改正だと思っております。

○藤野委員 私がお聞きしたのは、その前にでけれども、私は別に今の現行水準以上のものを出すべきだとは言つていらないんです。そういうことは言つておりません。相当の対価と言われる今のものと同等水準のもの、現行水準を切り下げるようなものになつてはいけない、こういう質問なので、以上とは言つております。

その上ですけれども、私の質問は、要するに、こうしたやり方で、ある意味、審議会の委員が、どうと変わったとか、聞いていないとか認められない、こういうプロセスを経て決まつたものが従業員側に納得が得られるのかということなんです。すぐれた職務発明というのは双方がやはりそれぞれの役割を果たさないとダメなんじやないか、それが職務発明の普通の発明と違うところじやないかということなので、その点についてもう一度御認識をお願いします。

○宮沢国務大臣 ガイドラインにおきまして、従業者との協議を行わなければいけないとか、ま

た、相当の利益の内容について従業者からの意見を聴取する、こうふうことを定める予定でございました。

まして、そういう手続をしっかりとすることによつて、現行法より従業者、研究者の意見が反映されやすいものになるということは、私は間違いないと思つております。

○藤野委員 私は逆に、現行法よりも、会社帰属になることによってやはり発明者の方にとっては不都合な例がふえてくるということを懸念せざるを得ないと思ひます。

最後になりますけれども、冒頭言いましたけれども、やはり二十九条を初めとする特許法全体としては原始発明者帰属なわけで、この原則に照らせば、これから考えられる報奨の水準の決定とか、そういったことについて企業が好き勝手することは許されないということを強く指摘して、質問を終わります。

○江田委員長 次に、野間健君。

○野間委員 無所属の野間健です。

きょう最後の質問をさせていただきます。

本改正案では、職務発明に係る権利の法人帰属に当たつては、その旨をあらかじめ勤務規則等で定めていくということが要件となつて法人帰属をさせるということになつています。

本日もいろいろ議論が出来ましたけれども、やはり使用者と従業員という、力関係においては非常に差がある。まして、従業者、これはほとんど大企業の場合でしようけれども、大企業に入つた時点でもう企業の側では規則等々も定まつてゐるわけですね。そこに新たに入つていて、いや、これは困るとか、これはああだという苦情を最初から言つて行く人もいなでしようし、なかなか力関係でその辺の公平性というのを保つのが難しい

その公平性が担保されるものがきちっと出てくるのか、ということを質問したいと思います。

○伊藤政府参考人 ガイドラインにつきましては、法案三十五条六項にも規定がござりますように、産業構造審議会の意見を聞くことになつておられますので、その場で、労働界、産業界、あるいは研究者、さまざま立場の人々の意見を聞いて策定するということをいたしました。その後に、大臣が定める指針として、告示で公表することを想定してございます。

法律を成立いたしますれば、一年以内にはガイドラインを制定したといふふうに思つておりますけれども、その委員会などで検討するに先立ちまして、さまざま調査とか具体的な事例について、いろいろなヒアリングなどをかけながら、できるだけ情報公開して、適切なものをつくり

していきます、その手続についてガイドラインの策定を法定化するわけでございますが、そのインセンティブ決定手続におきまして、発明者たる従業員がみずから意見を伝える機会が与えられる

ことになります。この意見を伝える機会が与えられるというところに、発明をした場合に受け取るインセンティブをあらかじめ把握できることになりますので、そこで納得感が従業員の方に得られるだろうということを期待しておりますし、そういう方法をとりまして、従業員の利益を保護して、また発明の奨励につなげていきたいと考えております。

○野間委員 とにかく、本改正案も、発明の奨励、知財の発展ということが目的でありますから、そういったことについて企業が好き勝手する

こと

を

いきたいというふうに思つております。

○野間委員 最終的には経済産業大臣が決めるといふことでありますので、ぜひとも使用者、従業者の公平なガイドラインが出るよう、大臣からも最後に決意を伺いたいと思います。

○宮沢国務大臣 企業の方も、特別変わった企業があるのかもしれません、一般的には、職務発明について相当な対価を出すということは当然考えているわけで、そうでなければいい研究者が来ないという状況であります。

そういう中で、まさに企業であり、また従業者、特に、例えば組合といふことになる、恐らく組合の方から聞かざるを得ないんだと思うんですけども、例えば、二百億も一人に払うなんといふ話が出てきたとすると、組合としても、これは困るな、俺に来る給料はどこに行つちやうんだ、こういう話が出てくるような話も恐らくあって、組合の方も含め、また、それこそそういう研究に携わっている方の御意見もよく聞いた上で、しっかりと決まるようなプロセスを提言していきたいと思つております。

○野間委員 ありがとうございました。終わります。

○江田委員長 次回は、来る二十九日金曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時八分散会

平成二十七年六月十七日印刷

平成二十七年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A